

第 2 期教育振興基本計画 基本施策フォローアップ

基本的方向性 1 : 社会を生き抜く力の養成

【平成 2 5 年度の主な取組と課題】

成果目標 1 (「生きる力」の確実な育成)

基本施策 1 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実

1-1 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等 (言語活動, 理数教育, 外国語教育, 情報教育等の充実)

- 改正教育基本法等における「生きる力」の理念を踏まえ、新学習指導要領では、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力の育成を目指している。この新学習指導要領の趣旨の実現に向けて、以下の施策等を実施している。
 - ・新学習指導要領の趣旨・内容の周知、教育課程編成・実施上の課題や優れた実践の共有等のための説明会・協議会の実施
(教育課程地方説明会の参加実績：平成 2 4 年度 1 5 3, 2 5 7 人
平成 2 5 年度については集計中)
 - ・思考力・判断力・表現力等の効果的な育成に向け、各教科等を通じた言語活動の充実のための取組を推進
(平成 2 5 年度：言語活動の充実のイラスト・ポスターの配布【小・中・高等学校及び教育委員会】、言語活動の充実に関する指導事例集の作成・配布【高等学校版】)
 - ・確かな学力の育成に係る実践的調査研究の実施 (学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する調査研究等)
 - ・児童生徒の情報活用能力の状況や課題について把握するため、小・中学生を対象として、コンピュータを用いた情報活用能力に関する調査を実施
(・理数教育の充実に係る取組を実施 (基本施策 1 4 - 2 を参照))
(・外国語教育の充実に係る取組を実施 (基本施策 1 6 を参照))
- 児童生徒の学力や学習状況を把握し、全ての教育委員会や学校において教育施策や指導の充実・改善に活用するため、全国学力・学習状況調査を継続的に悉皆で実施するとともに、調査結果等から明らかになった課題の改善等のため、教育委員会や学校における取組に対する支援等を実施している (平成 2 5 年度：悉皆調査として実施)。
- 子供たちに、土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして土曜授業を捉え、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることをより明確化するため、学校教育法施行規則の改正を行った。(平

成 25 年 1 1 月 2 9 日 公 布 ・ 施 行)

- 平成 26 年度 予 算 に お い て は、多 様 な 経 験 や 技 能 を 持 つ 地 域 や 企 業 の 協 力 を 得 て、新 た に 土 曜 日 の 体 系 的 ・ 継 続 的 な プ ロ グ ラ ム へ の 支 援 に 係 る 予 算 (1 3 億 円) を 計 上 し、土 曜 日 の 教 育 環 境 の 充 実 を 図 っ て い く こ と と し て い る。
- よ り 教 育 基 本 法 の 趣 旨 に 則 っ た バ ラ ン ス の 取 れ た 教 科 書 で 子 供 た ち が 学 ぶ こ と が で き る よ う、「教 科 書 改 革 実 行 プ ラ ン」に 沿 っ て 教 科 書 検 定 ・ 採 択 制 度 の 改 善 の 取 組 を 実 施。平 成 2 6 年 1 月 に は 教 科 書 検 定 基 準 を 改 正 す る と と も に、同 年 2 月 に は 教 科 書 採 択 制 度 の 改 善 を 図 る た め の 教 科 書 無 償 措 置 方 一 部 改 正 案 を 国 会 に 提 出。

→ 引 き 続 き、確 か な 学 力 の 育 成 を 図 る と と も に、学 力 の 下 位 層 を 引 き 上 げ る た め の き め 細 か な 指 導 の 在 り 方、学 力 の 上 位 層 を よ り 伸 ば す た め の 方 策 等 に つ い て 検 討 す る 必 要 が あ る。

1-2 ICT の 活 用 等 に よ る 新 た な 学 び の 推 進

- 「学 び の イ ノ ベ ー シ ョ ン 事 業」と し て 学 校 に お け る I C T 活 用 の 実 証 研 究 を 2 0 校 (小 学 校 1 0 校、中 学 校 8 校、特 別 支 援 学 校 2 校) で 実 施 し て お り、I C T を 活 用 し た 指 導 方 法 や デ ジ タ ル 教 材 を 開 発 す る と と も に、教 科 指 導 等 に お け る I C T 活 用 の 教 育 上 の 効 果 を 検 証 し て い る。
- 多 様 な 情 報 端 末 に お い て デ ジ タ ル 教 材 等 を 利 用 可 能 と す る と と も に、デ ジ タ ル 教 材 等 に よ る 学 習 の 過 程 や 成 果 を 記 録 し て、そ れ ら を 活 用 し た 学 習 活 動 を 可 能 と す る た め、デ ジ タ ル 教 材 等 に 求 め ら れ る 機 能 の 検 討、及 び 仕 様 素 案 の 作 成 に 向 け た 試 験 研 究 を 実 施 し て い る。
- 独 立 行 政 法 人 教 員 研 修 セ ン タ ー に お い て 実 施 し て い る、各 地 域 で 情 報 教 育 を 推 進 す る 中 核 的 な 役 割 を 担 う 指 導 主 事 等 を 対 象 と し た 教 員 研 修 等 を 通 じ て、教 員 の I C T 活 用 指 導 力 の 向 上 に 努 め て い る と こ ろ で あ る。「学 校 に お け る 教 育 の 情 報 化 の 実 態 等 に 関 す る 調 査」で は、「授 業 中 に I C T を 活 用 し て 指 導 す る 能 力」は、平 成 2 5 年 3 月 現 在、6 7. 5 % (平 成 2 4 年 3 月 : 6 5. 1 %) と な っ て お り、年 々 向 上 が 図 ら れ て い る。
(○ 言 語 活 動 の 充 実 に 係 る 取 組 を 実 施 (基 本 施 策 1 - 1 を 参 照))

→ I C T を 活 用 し た 教 育 の 推 進 を 図 る 上 で、教 育 効 果 の 明 確 化、効 果 的 な 指 導 方 法 の 開 発、教 員 の I C T 活 用 指 導 力 の 向 上 方 法 の 確 立 が 不 可 欠 で あ り、こ れ ら の 課 題 を 解 決 す る た め の 実 証 研 究 や、デ ジ タ ル 教 材 等 の 標 準 化 の た め の 取 組 を 実 施 す る。ま た、各 地 域 に お い て、学 校 間、学 校 ・ 家 庭 が 連 携 し た 新 し い 学 び を 推 進 す る た め の 研 究 を 実 施 す る。さ ら に、教 員 の I C T を 活 用 し た 指 導 力 の 向 上 を 図 る た め に、教 員 養 成 段 階 や 教 員 研 修 等 に お い て、必 要 な 施 策 を 講 じ る 必 要 が あ る。

1-3 高等学校教育の改善・充実

- 基礎的・基本的な学力を身に付けさせるための新たなテストの導入や、基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力等の評価の充実を図る方策については、教育再生実行会議における提言の内容等も踏まえつつ、現在、中央教育審議会（高等学校教育部会）において審議しているところ（高等学校教育部会～平成25年度開催回数：10回（平成26年3月末時点））。
- 高等学校教育を通じて身に付けるべき資質・能力を多面的に評価する手法について調査研究するため、高等学校における「多様な学習成果の評価手法に関する調査研究」を実施（平成25年度委託先：20団体）。

→ 中央教育審議会高等学校教育部会において、今年度内を目途に、高等学校の質の確保・向上について「審議まとめ」として取りまとめる予定。今後、本審議まとめを踏まえつつ、高校教育の質の確保・向上に向けた施策を進める必要がある。

1-4 復興に向けた教育の推進

- 「復興教育支援事業」として、被災地の復興を支え、今後の学校教育の新しいモデルともなる先進的な教育活動を実施する団体（自治体・大学・NPO法人等）の取組を支援している（平成25年度予算額：95百万円、委託件数：20件）。
- 児童生徒等が、放射線に関する科学的な知識を身に付けるとともに、理解を深めるために、放射線に関する副読本を改訂・配布を行うこととしている。また、児童生徒等を対象とした出前授業等を実施している。

→ 今後も、被災地の復興状況を踏まえ、特色ある取組に対する支援の充実を図っていくことが必要である。
→ 放射線教育の全国的な事例収集に基づく指導方法の検討や放射線に関する理解を深化するための出前授業等を引き続き実施していく必要がある。

1-5 社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進（13-1に後掲）

基本施策2 豊かな心の育成

2-1 道徳教育の推進

- 教育再生実行会議の第一次提言を受け、道徳の新たな枠組みによる教科化などの検討を行う「道徳教育の実施に関する懇談会」を開催し、平成25年12月に、道徳の時間を「特別の教科 道徳（仮称）」として位置付

けるべきなどの報告を受けた。その報告を踏まえ、平成26年2月17日に道徳に係る教育課程の改善等について、中央教育審議会に諮問を行った。

- 児童生徒が身に付ける道徳の内容をわかりやすく示し、道徳的価値について自ら考えるきっかけとし、理解を含めていくことができるような児童生徒用の冊子として「心のノート」を全国の小・中学生に配布した。

「心のノート」については全面改訂を行い（新名称は「私たちの道徳」、平成26年度から全国の小・中学校にて使用予定。

- 「道徳教育総合支援事業」として、外部講師の派遣や保護者・地域との連携など特色ある道徳教育の支援、地域教材の作成や国作成教材の活用など道徳教材活用への支援等を実施している（平成25年度委託団体数：61件）。

- 学校間・教員間で取組の格差が大きい状況。道徳教育を実施する上での課題として、指導の効果の把握が困難、効果的な指導方法がわからない、適切な教材の入手が難しいなどが指摘されており、これらの課題を解決するための取組を行う。
- 中央教育審議会では、道徳を「特別の教科」として位置付けることをはじめ、道徳教育の改善・充実に向けた専門的な議論が進められる。

2-2 人権教育の推進

- 学校教育に関しては、人権教育の実践的な研究を行う「人権教育研究推進事業」を実施するとともに（平成25年度：45地域・108校）、平成20年3月に公表した「人権教育の指導方法等の在り方について（第3次とりまとめ）」を周知し、教育委員会や学校等における人権教育の取組の改善・充実を支援してきた。平成25年度には、平成21年度に続き「第3次とりまとめ」を踏まえた人権教育の推進に関する取組状況調査の分析を行った上で結果を公表するとともに、平成23・24年度に続き「人権教育に関する特色ある実践事例集」を公表した。

- 法務省の人権擁護機関では、「子どもの人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、人権擁護委員が中心となって、学校における総合的な学習の時間等を利用し、子供たちが「いじめ」について考える機会をつくる「人権教室」や、配布された花の種子、球根等を協力して育てることによって、子供たちが生命の尊さを実感し、思いやりの心を体得することを目的とする「人権の花運動」、作文を書くことを通じて、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけることを目的とする「全国中学生人権作文コンテスト」を実施するなど、1年を通して各種人権啓発活動を実施している。【法務省】

- 人権教育の推進に関する取組状況調査の結果から、各教育委員会や学校における人権教育の取組については概ねその定着が図られているといえるが、残念ながら前回の調査時と比べて大きな進展がみられるという

までには至っていない状況にある。今後、人権教育の指導方法等の在り方に関する調査研究会議の議論を踏まえつつ、「第三次とりまとめ」の更なる周知・活用促進を図ることなどを通じ、各教育委員会や学校における人権教育の取組の改善・充実を進める必要がある。

2-3 生徒指導体制及び教育相談体制の整備・充実

- 平成25年度において、スクールカウンセラーについては、全公立中学校（10,000校）及び公立小学校の約65%（13,800校）の配置に必要な経費を措置し、スクールソーシャルワーカーについては、全国で1,355人の配置に必要な経費を措置。
- 平成25年度には、より効果的な不登校施策の検討に資するため、有識者会議において「不登校生徒に関する追跡調査」の取りまとめを行っている。
- 平成25年度には、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において、自殺予防教育の在り方について調査研究を行うとともに、背景調査の在り方について必要な見直しを検討。
- 平成26年度予算において、スクールカウンセラーについては、全公立中学校への配置に加え、公立中学校等へ週5日相談体制の導入（200校）等に必要な経費を計上し、スクールソーシャルワーカーについては、全国で1,466人の配置に必要な経費を計上。

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのニーズは年々高まっており、教育相談を必要とする全ての児童生徒が適切な教育相談を受けることができるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用した教育相談体制を一層整備・充実させることが必要。
- 不登校児童生徒及び児童生徒の自殺予防に関する効果的な施策の在り方について、引き続き検討することが必要。

2-4 いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底

- 平成24年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、暴力行為の発生件数は約5万6千件、いじめの認知件数は約19万8千件、不登校生徒数は約17万人にのぼるなど、児童生徒の問題行動等は、教育上の大きな課題。
- 平成25年度には、独立行政法人教員研修センター主催によるいじめの問題への対応の中核となる指導主事や教員を対象にした「いじめの問題に関する指導者養成研修」を、全国6ブロックで開催。
- 平成25年6月、第183回国会において「いじめ防止対策推進法」が成立。本法律では、いじめの防止等のための対策に関する基本理念を定めるとともに、国・地方公共団体・学校等の責務を明らかにし、基本方針の

策定や組織の設置等について規定。同年10月、法に基づき、「いじめの防止等に関する基本的な方針」を策定。

- 各地方公共団体・各学校においても、基本方針の策定や組織の設置等について検討を進めている。
- 平成25年度において、体罰の実態を把握するための調査等を実施するとともに、調査の結果等を踏まえて、通知の発出等により、体罰禁止に関する取組の抜本的な強化を図った。

→ いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、いじめ防止対策推進法及び基本方針に基づき、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための対策を総合的かつ効果的に推進することが必要。
→ 体罰は、学校教育法で禁止されており、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等への信頼を失墜させるものであるから、引き続き、その禁止の徹底を図ることが必要。

2-5 学校における体験活動及び読書活動の充実

- 「健全育成のための体験活動推進事業」により、いじめの未然防止を図るため、児童生徒の健全育成を目的とした学校が実施する宿泊体験活動の取組を支援している。
- 学校における全校一斉の読書活動や図書館と学校図書館の連携・協力の重要性を踏まえた子供の読書環境の充実に努めている。
- 平成26年度予算においては、引き続き、いじめの未然防止を図るために、農山漁村等における様々な創意工夫のある体験活動を通じて児童生徒の豊かな人間性や社会性を育む取組をさらに促進するために学校数を拡充（269校→468校）。

【参考】

- ・ 宿泊体験活動を実施した公立小学校の割合
92%（H23） → 94%（H24）（文部科学省調べ）
- ・ 全校一斉の読書活動の実施状況（公立学校）
小学校96.2%、中学校87.5%【平成22年5月現在】 → 小学校96.4%、中学校88.2%【平成24年5月現在】
- ・ 公共図書館との連携状況（公立学校）
小学校73.8%、中学校45.4%【平成22年5月現在】 → 小学校76.5%、中学校49.8%【平成24年5月現在】

→ 学校教育における体験活動の意義や教育的効果等について、学校や教育委員会へ引き続き周知することが必要。また、関係省庁と連携し、体験活動の一層の推進を図ることが必要。

2-6 伝統・文化等に関する教育の推進

- 改正教育基本法の趣旨を踏まえて改訂された学習指導要領では、伝統文化に関する内容の充実が図られている。この新学習指導要領の趣旨の実現に向けて、以下の施策を実施している。
- 新学習指導要領の趣旨・内容の周知、教育課程編成・実施上の課題等の共有のための説明会・協議会の開催（教育課程地方説明会の参加実績平成24年度 153, 257人 平成25年度については集計中）。
- 次代の文化の担い手となる子供たちの発想力やコミュニケーション能力の育成を図り、将来の芸術家の育成や国民の芸術鑑賞能力の向上につなげるため、小学校・中学校等において、一流の文化芸術団体による巡回公演や、芸術家の派遣を行う「次代を担う子供の文化芸術体験事業」を実施している（文化芸術団体による巡回公演：平成25年度 1, 587公演学校への芸術家派遣：平成25年度 2, 660件）。平成26年度予算には「文化芸術による子供の育成事業」として51億円（3.2億円増）を計上。
- 劇場、音楽堂等が小・中学校等や実演芸術団体と連携・協力を図りつつ子供たちが一流の実演芸術に触れる機会を提供する事業等に支援する「劇場・音楽堂等活性化事業」を実施している（採択件数：平成25年度 160件）。
- 子供たちの感性や創造性を養い、将来の地域の文化芸術の担い手を育てるため実施する文化芸術の鑑賞・体験事業等、地方公共団体が企画する文化芸術の創造発信事業を支援する「地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ」事業を実施している（採択件数：平成25年度 139件）。
- 我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能の公開、後継者養成、古典に親しむ活動や子供たちが親とともに地域の伝統文化に触れる体験事業など、特色ある総合的な取組を支援する「文化遺産を活かした地域活性化事業」を実施している（採択件数：平成25年度 625件）。

平成26年度予算においては、子供たちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化・生活文化を体験・修得できる機会を提供する「伝統文化親子教室事業」を、「文化遺産を活かした地域活性化事業」から独立した事業として創設し、これに係る予算を計上（12億円（3億円増））（平成25年度採択数 3, 400教室 → 平成26年度採択予定数 4, 000教室程度）。
- 平成24年度より実施された中学校保健体育における武道の必修化を踏まえ、保健体育科教員及び運動部活動指導者（外部指導者を含む）に対し、指導者としての資質向上を図るための武道（少林寺拳法、合気道、空手道、相撲）実技指導者講習会（講義及び実技指導）を開催し、学校等における武道指導の充実を推進している。

- 平成24年度より実施された中学校保健体育における武道の必修化を踏まえ、武道の円滑かつ安全な実施のための指導参考資料「柔道指導の手引(三訂版)」を作成し、中学校及び高等学校に配付し、効果的な柔道の指導が行われることを支援した。
- また、武道等指導推進事業により、武道等の指導の充実を図るため、地域の指導者の活用にあたって、地域の指導者の技術及び安全に関する専門的な指導力の活用方策や、派遣する競技団体等の支援体制の強化に関する実践研究を実施するとともに、教員を対象とした安全指導の充実を図るための取組を推進した。

- 学習指導要領を踏まえた伝統・文化等に関する教育の着実な実施のための支援を充実する必要がある。
- 学校における武道指導を支援するため、実技指導者講習会等を通じて指導者の資質向上等を図る。
- 武道の円滑かつ安全な実施のための指導参考資料「柔道指導の手引(三訂版)」の活用を促し、武道の授業の充実を図る。
- 学校における武道の指導の効果を高め、安全の確保を確実にするため、引き続き指導体制、指導内容等を整備することが不可欠となっている。
また、平成26年度は武道必修化の全面実施3年目となることから、今回の学習指導要領で必修化したことの成果と課題を把握、分析し、今後の指導の工夫改善につなげる必要がある。

2-7 青少年を有害情報から守るための取組の推進

- スマートフォンなどの普及とともに、長時間利用による生活リズムが乱れたり、有害サイトを通じた犯罪等に巻き込まれたりするケースが発生していることを踏まえ、青少年インターネット環境整備法等に基づき、地域・民間団体等と協力しつつ、
 - ・文部科学省では、青少年、保護者、PTA等に対するリーフレットの配布やフィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型のシンポジウムの開催
 - ・内閣府では、国内外の調査及び普及啓発等
 - ・総務省では、フィルタリングに関する電気通信事業者への指導、普及啓発研修の開催等
 - ・経済産業省では、フィルタリングに関する携帯型ゲーム機等の利用実態調査、普及啓発セミナーの開催等
 - ・警察庁では、都道府県警察によるサイバー犯罪の取締まりの推進やインターネット・ホットラインセンターによる違法・有害情報の削除依頼の推進等
 を実施し、関係府省庁が連携して、保護者及び青少年等に対する啓発・教育活動等を推進している。

- 各学校では、新学習指導要領に基づき、インターネットの適切な利用方法や、情報モラルなどについて指導している。また、児童生徒の「ネット依存」をはじめ、スマートフォンやソーシャルメディアの普及に伴うトラブルの発生など、情報化の進展に伴う新たな課題に対応し、適切に指導を行うための教員向け指導手引書を作成している。

【参考１】

- ・ 1日1時間以上インターネットを使用する子供の割合
小学生 17.7% (H21) → 24.0% (H25)
中学生 33.1% (H21) → 49.5% (H25)
(平成25年度 全国学力・学習状況調査結果)

【参考２】

- ・ 「出会い系サイト等」に関係した事件の被害児童数
出会い系サイト以外 792人 (H20) → 1,293人 (H25)
出会い系サイト 724人 (H20) → 159人 (H25)
(警察庁「平成25年中の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」(平成25年1月～12月))

【参考３】

- ・ 携帯電話やスマートフォンの使い方について、家の人と約束したことを守っている子供の割合
小学生 55.2% (H21) → 60.9% (H25)
中学生 25.9% (H21) → 36.4% (H25)
(平成25年度 全国学力・学習状況調査結果)

- 上記の取組を引き続き進めるとともに、青少年のインターネットの利用時間が近年増加しており、インターネットへの依存が強いとみられる中高生もいるとの指摘もあるため、このような状況を踏まえた施策を講じる必要がある。
- また、引き続き、新学習指導要領に基づき、情報モラルに関する教育の推進を図るとともに、作成した教員向け指導手引書を教育委員会等に配付し、教員等の活用を促すことにより、学校における情報モラル指導の充実を図る。

2-8 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等（基本施策1-1-1の再掲）

2-9 復興に向けた教育の推進（基本施策1-4の再掲）

基本施策3 健やかな体の育成

3-1 学校保健，学校給食，食育の充実

- 中学校における保健教育の実施状況を踏まえ、課題を明確にした上で、指導参考資料の作成を行い、中学校における保健教育の一層の推進を図つ

た。

- 児童生徒の現代的健康課題に対応するため、地域の実情を踏まえた医療機関等との連携など課題解決に向けた計画の策定、それに基づく具体的な取組に対して支援を行うとともに、その結果等について全国的な発信を行う「学校保健課題解決支援事業」を実施し、学校、家庭及び地域の医療機関等との連携による保健管理を推進している。
- 「栄養教諭を中核とした食育推進事業」を行い、栄養教諭による実践的な取組や教育委員会による食育推進機能の強化等により、学校・家庭・地域の連携による食育指導體制の充実を図っている。また、このような取組により、栄養教諭の配置数は増加している。
- 「学校給食における地場産物の活用促進事業」等の実施を通じ、学校給食における米飯給食の活用を含めた地場産物の活用の促進を図っている。

【参考1】栄養教諭の配置状況

・平成20年度：1, 897人 → 平成25年度：4, 624人

【参考2】学校給食における地場産物の活用状況

・平成20年度：23.4% → 平成24年度：25.1%

【参考3】米飯給食の実施状況（週当たり）

・平成20年度：3.1回 → 平成24年度：3.3回

→ 引き続き、学校保健に係る教職員の資質・能力向上、退職養護教諭や学校医等の活用、家庭・地域との連携などにより、保健教育・保健管理をより一層推進することが必要。

→ 平成23年3月に閣議決定された「第2次食育推進基本計画」（平成25年12月26日一部改正）等も踏まえ、栄養教諭の配置を促進するとともに、学校給食における地場産物の活用促進及び米飯給食の一層の普及・定着を図ることが必要。

3-2 学校や地域における子どものスポーツ機会の充実

- 「幼児期の運動促進に関する普及啓発事業」においては、幼児期の運動促進を図るため、平成24年3月に策定した幼児期運動指針を踏まえて、幼稚園等を対象とした地域の実情に応じた実践研究を行うとともに、その取組内容の普及啓発を図るための実践研究協議会を開催した。
- 平成20年度から全国体力・運動能力、運動習慣等調査を開始し、国、地方公共団体、学校での関係施策や取組の検証を進めるとともに、調査結果に基づき子供の体力向上を推進する事業等を実施している。

【参考】

（体力合計点の推移）

・小学5年男子 平成24年度：54.1 → 平成25年度：53.9
・小学5年女子 平成24年度：54.9 → 平成25年度：54.7
・中学2年男子 平成24年度：42.1 → 平成25年度：41.7
・中学2年女子 平成24年度：48.6 → 平成25年度：48.3

(昭和60年度との比較)

・50m走(小学5年男子)

昭和60年度平均: 9.05秒 → 平成24年度: 9.23秒

・ハンドボール投げ(中学2年女子)

昭和60年度平均: 15.36m → 平成24年度: 13.56m

(1週間の総運動時間が60分未満の割合)

・小学5年女子: 平成24年度: 23.9% → 平成25年度: 21.0%

・中学2年女子: 平成24年度: 30.9% → 平成25年度: 29.9%

(全国体力・運動能力、運動習慣等調査、昭和60年度との比較については体力・運動能力調査)

- 幼児期運動指針の内容の着実な定着に向け、幼児期の運動促進に関する普及啓発事業における各幼稚園等の運動プログラム、実践の取組を広く全国の幼稚園等での取組の参考とするため、各幼稚園等の教員が活用できる資料を作成するなど、支援を行う必要がある。
- 子供の体力については、概ね低下傾向に歯止めがかかってきているが、基礎的運動能力は昭和60年頃に比べて依然低い水準にあり、また、運動する子供としない子供が二極化していることから、運動習慣が身につけていない子供に対する支援の充実を促進するとともに、子供の体力を向上させるための一層効果的な取組が必要。

3-3 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等(基本施策1-1-1の再掲)

3-4 復興に向けた教育の推進(基本施策1-4の再掲)

3-5 学校における体験活動の充実(基本施策2-5の一部再掲)

3-6 主体的に行動する態度を育成する防災教育など学校安全に関する教育の充実(基本施策19-2に後掲)

基本施策4 教員の資質能力の総合的な向上

4-1 学び続ける教員を支援する仕組みの構築 —養成・採用・研修の一体的な改革—

○ 教職大学院の教育課程や教員組織の見直し等の具体化に向け、平成25年10月、「教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議」において、国立の教員養成系修士課程の教職大学院への段階的移行等による大学院段階の教員養成の改革と充実、教職課程に関する情報の公表及び教職課程のグローバル化対応についての報告書(「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」)を取りまとめた。

○ 平成25年度において「教員の資質能力向上に係る先導的取組支援事業」を実施し、教育委員会と大学をはじめとする関係機関が連携した、養成、採用、研修、管理職育成の各段階における先導的取組を支援した。

→ 学校現場においては、グローバル化を踏まえた英語教育の強化、理数教育、道徳教育、ICT活用、特別支援教育、いじめ問題をはじめ、多様な課題への対応が求められている。また、子供たちに基礎的な知識・技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むことが求められている。そのため、教員には、これらの課題に対応するために生徒指導・教科指導を始めとする幅広い分野の高い専門性と実践的な指導力を身に付けられるよう、養成段階から初任段階までを見通した教員育成の改善を図る必要がある。

4-2 大学・大学院における教員養成の改善

- 平成25年10月、「教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議」において、大学院段階の教員養成の改革と充実、教職課程に関する情報の公表及び教職課程のグローバル化対応についての報告書（「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」）を取りまとめた。
- 本報告書では、国立の教員養成系修士課程の教職大学院への段階的移行や、専修免許状取得に際しての理論と実践の往還を重視した実践的科目の各大学院の判断による必修化の促進等を提言している。
- 国立大学については、国立大学改革プランにおいて、教員養成分野について、初等中等教育の質の向上のための機能強化を図ることとし、各大学のミッションの再定義を行った。

→ 協力者会議報告も踏まえ、教職大学院の設置を促す観点から、省令等の改正を検討中（一部実施済み）。

中教審答申、協力者会議報告、ミッションの再定義等を踏まえ、教職大学院の設置等の各国立大学の組織再編、見直しを促進（平成24年の中教審答申では、各都道府県に設置を提言しているが、現在、20都道府県25大学で設置。）。

→ 英語教育の強化や国際バカロレアなどのグローバル化に対応した教育、理数教育、道徳教育、ICT活用、特別支援教育、いじめ問題対応など、学校が多様な教育課題に取り組むことが求められており、大学の教職課程において、これらの課題に適切に対応し、学校現場の実情に即して教育活動を展開していくことのできる実践的指導力を育成することが課題となっている。このため、教育委員会や小中高等学校等と連携することなどにより、学校現場の教育課題に適切に対応できる実践的指導力を育成する教員養成の在り方について26年度新たに調査研究を行うなど、大学・大学院における教員養成の改善を進める。

4-3 教員採用の在り方の改善と多様な人材の登用

- 多様な人材の登用については、平成23年度においては、39件の特別免許状が授与されるとともに、19,370件の特別非常勤講師制度の届出がなされており、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等の活用が進んでいる。

- 近年、学校教育に求められるものが多様化する中で、教員の大量退職・大量採用の時期を迎え、初任者であっても教員として高い実践的指導力が求められるとともに、優秀な人材の確保が課題となっている。このため、養成段階における学修の成果等を採用選考の際に適切に評価する方策の検討も念頭に、養成・採用・研修の抜本的改革に向けた調査研究を平成26年度新たに実施する。
- 多様な人材の活用をより促進するため、専門的な知識・技能を有する優れた人材の教員登用のための具体的な制度運用の仕組みの構築に向けた調査研究を平成26年度新たに行うなど、教育委員会等における積極的な取組に資するための環境整備を進める。

4-4 教育委員会・学校と大学との連携・協働による研修の高度化

- 平成25年度において「教員の資質能力向上に係る先導的取組支援事業」を実施し、教育委員会と大学をはじめとする関係機関が連携した、養成、採用、研修、管理職育成の各段階における先導的取組を支援した。
- 教員免許更新制度について検討を加え、必要に応じて所要の措置を講ずるため、平成25年9月に「教員免許更新制度の改善に係る検討会議」を設置し、制度全般について、専門的な見地から検討を行っている。平成25年12月には、現代的な諸課題に対応できる免許状更新講習に係る枠組み・内容の改善や、免許状更新講習と現職研修との役割分担の在り方等に関し、「教員免許更新制度の改善について（中間取りまとめ）」を公表した。

- 養成は大学、採用・研修は教育委員会・学校というこれまでの役割分担から脱却し、実践的指導力を身に付けた教員を育成するため、教育委員会と大学との連携・協働により、教員の養成・採用・研修の一体的な改革を行っていく必要がある。このため、平成26年度新たに行う「総合的な教師力向上のための調査研究事業」において、教育委員会と大学が連携した養成・採用・研修の抜本的な改革に向けた調査研究を実施する。
- 教員免許更新制の制度面・運用面での改善策について、中間取りまとめで指摘されている事項を含め、引き続き検討会議において議論を行い、最終報告を行う。特に、十年経験者研修と免許状更新講習が同時期に重なる現職教員の負担等を踏まえ、今後の十年経験者研修の在り方につい

て、各任命権者の判断で、教職経験に応じた体系的な研修を行うものとする方向で、教育公務員特例法の規定の見直しを行う必要があることが指摘されている。これを踏まえ、具体的な検討を行う。

4-5 適切な人事管理の実施の促進

- 教職員評価については、平成25年4月現在、一部実施を含めると全ての都道府県・指定都市教育委員会が教職員評価制度の運用・充実に取り組んでいる。一方、評価した結果の人事、給与等への反映については、教育委員会において、一層取組を充実する必要がある（全67教育委員会において、研修：28、配置転換：20、昇任：23、昇給・降給：19、表彰：18）。
- 優秀教職員表彰については、平成25年4月現在、全67都道府県・指定都市教育委員会のうち、59教育委員会が実施しており、そのうち、41教育委員会が、教員以外の職員も表彰対象としている。また、16教育委員会が、被表彰者に対する給与上の優遇措置を設けている。なお、国においても、平成18年度より優秀教員表彰を実施しており、平成25年度からは事務職員等を対象に加え、優秀教職員表彰として実施している。
- 指導が不適切な教員の人事管理に関するシステムについては、全67都道府県・指定都市教育委員会が実施している。平成24年度に新規認定された指導が不適切な教員は69人であり、漸減傾向にある（平成23年度：73人、平成22年度：87人）。
- 教職員のメンタルヘルスについては、平成24年度において、教育職員の精神疾患による病気休職者数は5,000人を割り込んでおり、減少傾向にあるものの、依然として高水準となっている。一方、試し出勤等の復職支援に全67教育委員会が取り組んでおり、51教育委員会が復職後のフォローアップに対応している。

→ 教職員評価を活用した人事管理、優秀教職員表彰の整備、指導が不適切な教員への適切な対応、教職員のメンタルヘルス対策等のため、文部科学省として、様々な機会をとらえ、教育委員会に対し必要な指導を行っていくことが必要。

4-6 メリハリある給与体系の確立

- 義務教育費国庫負担金の平成26年度予算において、メリハリある教員給与体系を推進するため、部活動指導手当等の増額（7億円）や給料の調整額の縮減（△7億円）等を盛り込んでいる。

→ 教員の士気を高め、教育活動の活性化を図るため、メリハリある教員給与体系の確立に向けて、引き続き検討を行う。

基本施策5 幼児教育の充実

5-1 幼児教育の質の向上

- 幼稚園の園長、地域の指導的立場にある幼稚園教員、幼稚園教員養成系大学の教員、保育所保育士等の参加を得て、幼稚園の教育課程の編成及び指導上の課題や幼稚園を取り巻く諸課題（学校評価、預かり保育など）に関して中央及び都道府県において研究協議会を実施している。
- 子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けて、子ども・子育て会議において、質の改善の観点から、職員配置の充実等を課題として検討を行っているところ。
- 幼保小合同研修の在り方など、幼児教育に関する今日的課題に対する方策など幼児教育に関する様々な課題について調査研究を実施している。
- 子ども・子育て支援新制度において創設される、新たな幼保連携型認定こども園に置かれる保育教諭については、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有することが原則とされているところ、その片方しか有していない場合の経過措置として、取得に必要な単位数を軽減する特例を設け、併有促進を行っているところ。
- 地域の実態や保護者の要請に応じた幼稚園における子育て支援活動や預かり保育をさらに充実し、実施率の向上に努めている（幼稚園における子育て支援活動実施率（平成23年度実績）：約87%、幼稚園における預かり保育実施率（平成24年6月現在）：約81%）。

→ 引き続き、幼児教育の質の向上に関する所要の措置を講じ、早ければ平成27年度に本格施行する子ども・子育て支援新制度における更なる充実を含め取り組んでいく必要がある。

5-2 質の高い幼児教育・保育の総合的提供等

- 平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、認定こども園制度の改善や、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である施設型給付の創設等を行うこととされた。
- 平成25年4月1日現在の認定こども園の認定件数は1,099件となっている（目標：第1期計画期間中に2,000件以上）。
- 平成25年4月に内閣府に設置された子ども・子育て会議において、早ければ平成27年度から本格施行する子ども・子育て支援新制度の検討を行っているところ。

→ 子ども・子育て支援新制度については、引き続き、本格施行に向けて、子ども・子育て会議において具体の制度設計を行っていく必要がある。

基本施策6 特別なニーズに対応した教育の推進

6-1 円滑な就学手続の実現及び障害のある子どもに対する合理的配慮の基礎となる環境整備等

- 障害のある児童生徒等の就学手続について、平成25年8月に学校教育法施行令の一部を改正し、障害のある児童生徒等は原則特別支援学校に就学するという従来の仕組みを改め、市町村の教育委員会が、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案し、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとした。
- 「インクルーシブ教育システム構築事業」等として、早期からの教育相談・支援体制の構築（20か所）、インクルーシブ教育システム構築モデル地域の指定（6か所）、インクルーシブ教育システム構築データベースの整備、合理的配慮普及啓発セミナーの開催（全国2か所）、医療的ケアのための看護師の配置促進等の取り組みを実施した。
また、「特別支援教育就学奨励費負担等」として、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するため必要な援助を実施した（約84億円）。
- 学校施設のバリアフリー化に係る施設整備について国庫補助を実施（平成25年度当初予算での補助実績：58件）。また、学校施設のバリアフリー化に関する基本的な考え方や計画・設計上の留意点を示した指針や、好事例の普及啓発を図っている。
- 特別支援学校の教室不足については、平成25年10月1日時点の調査で、全国で4,271教室（平成24年5月1日現在 4,633教室）が不足している。それを解消するため、公立特別支援学校については、これまでの新增築の補助制度に加え、廃校や余裕教室を活用した新設、分校・分教室の整備に係る補助制度を平成26年度に創設する予定（平成25年度当初予算での補助実績：16件）。
- 高等教育段階においては、国立大学については、平成25年度より国立大学法人運営費交付金において、既に障害のある学生への支援を専門的に担当する部署を設置し専属の教職員を配置している大学に対する教員経費を新規計上するとともに、私立大学については、障害学生の受入れや学習支援等に積極的に取り組んでいる私立大学等に対し、既に私学助成において講じている増額支援措置を更に強化した。
- 大学入学者選抜においても合理的配慮を行うこと等を記載した大学入学者選抜実施要項を各大学に通知するとともに、入試担当者等が集まる会議において要請した。
- 独立行政法人日本学生支援機構においては、大学等の教職員の理解促進や支援に必要な知識等の普及等を図る障害学生支援セミナー（全国12回）の開催や、大学役員等を対象として合理的配慮に係る政府の施策の現状や米国・欧州等の海外の施策や取組等の紹介を内容とするシンポジウムを開催。また、障害学生のニーズに応じた円滑な支援を実施できる教職員の養

成のための障害学生支援研修会（3回）の実施、発達障害や支援テクノロジー等の専門的なテーマに係る調査研究等を実施。

→ 障害のある子供に対する支援の充実が着実に図られているところである。引き続き、障害のある子供が、障害の状態に応じた十分な教育を受けられるよう、教育環境の整備を進めていくことが必要。

6-2 発達障害のある子どもへの支援の充実

- 小中学校の通常の学級においては、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒が6.5%程度の割合で在籍することを踏まえ、「発達障害に関する教職員の専門性向上事業」として、発達障害に関する理解の促進（16地域）や教職員育成におけるプログラム開発（6大学）を実施した。
- 日常生活上の介助、学習支援、健康・安全確保等を行う「特別支援教育支援員」の配置を推進した（約44,700人）。
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所においては、インクルーシブ教育システム構築等の政策課題や各障害種別の個別課題に対応した研究活動を実施するとともに、各都道府県等における指導者養成に向けた研修事業、各都道府県等に対する教育相談支援、Webサイト等を通じて研究活動や指導方法、教材・教具や支援機器、各種イベント等についての情報発信を実施した。

→ 発達障害のある子供に対する支援の充実が着実に図られている。引き続き、教職員の発達障害に関する知識・技能の習得に向けた取り組みを推進することが必要。

→ 国立特別支援教育総合研究所については、発達障害に関する研究等のもとより、我が国唯一のナショナルセンターとして、国の政策課題や教育現場の課題に対応した研究・研修機能等の強化が必要

6-3 特別支援学校の専門性の一層の強化

- 「特別支援学校機能強化モデル事業」として、地域における中核拠点としての特別支援学校に必要な外部専門家（OT, PT, ST等）を配置するとともに、専門性向上のための研修等を実施した（36地域）。
- 「特別支援教育に関する教職員の資質向上事業」として、特別支援学校教諭免許状の取得に資するよう、発達障害を含む多様な障害や重度・重複化に対応する指導や支援の在り方等についての専門的な研修を行った（13大学）。

→ 特別支援学校の専門性の強化に向けた取り組みが着実に図られている。引き続き、特別支援学校教諭免許状の取得に係る研修の充実に努め

るとともに、特別支援学校のセンター的機能の強化に向けて、外部の専門家（ST, OT, PT等）の活用等の推進が必要。

6-4 海外で学ぶ子どもや帰国児童生徒、外国人の子どもに対する教育の充実

- 海外に在留する日本人が帯同する義務教育段階の子供の数は増加傾向にあり、これら子供が通う日本人学校等へ教員を派遣するとともに、義務教育教科書の無償給与、派遣教員のいない補習授業校への巡回指導など、教育環境整備を実施（平成24年度派遣教員数：1,182人、平成24年度巡回指導：40校）。
- 公立学校における帰国・外国人児童生徒等に対する指導・支援体制の構築を促進するため、平成22年度から24年度の3年間で「日本語能力測定方法」及び「研修マニュアル」の開発、また各自治体が行う取組を支援する事業を実施（平成25年度実施は44地域）。
- 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施について、学校教育法施行規則の一部を改正し、平成26年1月14日公布、4月1日施行予定。
- 景気後退等の影響により、不就学・自宅待機等となっている外国人の子供の公立学校等への転入を促進する「定住外国人の子どもの就学支援事業」（虹の架け橋教室）を実施している。平成25年度においては、21団体が事業を実施（平成24年度23団体）し、平成24年度までに約2,600人が公立学校等へ就学。

【参考】

・海外に在留する日本の子ども（学齢段階）の数の推移

平成20年度：61,252人→平成25年度：66,960人

→ 海外で学ぶ子供たちに対しては、引き続き質の高い教員の派遣や教材整備等、教育機会の確保及び教育環境の充実が必要である。

→ 全都道府県に対する、「日本語能力測定方法」等の活用の普及及び「特別の教育課程」が円滑かつ着実に実施されるための啓発が必要である。

→ 外国人の子供の公立学校への円滑かつ効果的な就学支援に向けては、外国人集住地域に加え、非集住地域（散在地域）における取組や、教育委員会との連携も促進していくことが重要である。このため、平成26年度から、事業実施団体と教育委員会等の一層の連携を推進するとともに、外国人非集住地域における取組や外部資金を活用した取組の促進、更には地方公共団体からの事業の再委託を可能にするなど、運用の更なる改善を図る予定。

基本施策 7 各学校段階における継続的な検証改善サイクルの確立

7-1 継続的な検証改善サイクルの確立に向けた取組の充実等

- 平成25年度全国学力・学習状況調査を悉皆調査で実施するとともに、経年変化分析や経済的な面も含めた家庭の状況と学力等の状況の把握・分析を行うため、追加調査を実施し、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析している（平成25年度調査：小学校20,624校、中学校10,317校が参加）。

また、調査結果を活用した、教育委員会や学校等における教育施策や教育指導の改善・充実に向けた一層の取組を促すため、①具体的に授業を改善する際の参考となる「授業アイデア例」の作成・配布、②調査結果を踏まえた指導改善のための説明会の開催（平成25年9月19日東京、10月7日岡山）、③教育委員会、学校における優れた取組の普及、④教科に関する調査と質問紙調査のクロス集計等を行い、学校の指導状況と学力の関係などを分析した報告書の作成・配布などを行った。

→ 平成27年度全国学力・学習状況調査では、国語、算数・数学に理科を追加して実施する予定。また、教育委員会や学校が教育施策や教育指導の改善・充実を図るために、より全国学力・学習状況調査の結果を活用しやすくなるよう、結果提供の方法を改善していくことが必要。

成果目標 2（課題探求能力の修得）

基本施策 8 学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換

8-1 改革サイクルの確立と学修支援環境整備

- 平成26年度予算において、
 - ・学生の能動的学修や体系的な教育課程の編成などに積極的に取り組む国立大学に対する支援（国立大学法人運営費交付金（平成26年度予算額：1兆1,123億円）の内数）
 - ・全学的・組織的に大学教育の質的転換等の改革に取り組む私立大学等に対して、経常費・設備費・施設費による一体的な支援（私立大学等改革総合支援事業（平成26年度予算額：201億円）の内数）
 - ・学生の能動的な活動を取り入れた授業内容・方法の改善や、学生の学修成果を把握しそのデータに基いた授業改善等の大学教育改革に取り組む大学に対する支援（大学教育再生加速プログラム（平成26年度予算額：10億円）の内数）

等を計上したところ。

- 就職・採用活動開始時期変更について、平成25年4月19日に内閣総理大臣より経済団体に対し、平成27年度卒業・修了予定者から、広報活動の開始時期を卒業・修了前年度の3月に、採用選考活動の開始時期を卒業・修了年度の8月に見直すよう要請（同内容は日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）にも盛り込まれており、日本経済団体連合会にお

いては、平成25年9月13日に同戦略に則した形で「採用選考活動に関する企業の倫理憲章」を見直し、「採用選考に関する指針」を策定)。

さらに、平成25年11月22日に再チャレンジ担当大臣・内閣府特命担当大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣の連名により、外資系企業や中小企業などが加入する団体を含めた主要経済・業界団体等計447団体に対し、総理要請の趣旨・内容を踏まえた就職・採用活動が行われるよう、傘下団体・企業への周知徹底・協力を要請。

また、大学等に対しては、平成25年4月22日に文部科学大臣より、国民や社会の期待に応える人材を育成するため、大学改革や大学教育の質的転換に積極的に取り組むよう要請するとともに、通知や説明会等を通じ、就職・採用活動開始時期変更の趣旨について周知を図った。

(大学改革への支援について)

→ 教学マネジメントの確立など、大学教育の質的転換のための改革サイクルの確立に取り組む大学に対して重点的に支援していくことが必要であり、今後も、引き続き各大学の取組に対する支援を行っていく。

(就職・採用活動開始時期変更について)

→ 引き続き、政府、大学等、経済界で就職・採用活動開始時期変更の円滑な実施に向けた検討を行うことが必要。

8-2 専門スタッフの活用と教員の教育力の向上

○ 平成25年度に、ファカルティ・ディベロップメント、教学に関わるデータ分析等、専門スタッフの活用と教員の教育力の向上に関する調査研究を実施。また、体系的FDの受講と大学設置基準第14条(教授の資格)に定める「大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力」の関係について、平成26年度に調査研究の実施を検討。

→ 調査研究の結果等を踏まえ、さらなる検討を行う。

8-3 学修成果の把握に関する研究・開発

○ 平成25年度先導的大学改革推進委託事業において、「学修成果の把握と学修成果の評価についての具体的方策に関する調査研究」を実施中。

○ 平成26年度予算において、学生の能動的な活動を取り入れた授業内容・方法の改善や、学生の学修成果を把握しそのデータに基いた授業改善等の大学教育改革に取り組む大学に対する支援を実施(大学教育再生加速プログラム(平成26年度予算額:10億円の内数)(基本施策8-1の再掲)。

→ 「学修成果の把握と学修成果の評価についての具体的方策に関する調

査研究」については、今年度中に調査研究結果を取りまとめる予定。今後、調査研究結果を関係団体等に周知するとともに、必要に応じて更なる調査研究等を実施していく予定。

8-4 「プログラムとしての学士課程教育」という概念の定着のための検討

- 平成24年8月の中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」の内容の周知を行うことにより、「プログラムとしての学士課程教育」という概念の定着を図っている。

→ 引き続き同答申の内容の周知を図り、「プログラムとしての学士課程教育」という概念の定着に向けた取組を行っていくことが必要。

8-5 大学院教育の改善・充実

- 「博士課程教育リーディングプログラム」を通じ、大学院において、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、産・学・官の参画を得つつ、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した世界に通用する質の保証された学位プログラムの構築・展開を30大学62プログラムに対し支援している。

→ 平成23年に策定した「第2次大学院教育振興施策要綱」の進捗を確認するとともに、「第3次大学院教育振興施策要綱」の策定に向けた検討を行う。

→ 「博士課程教育リーディングプログラム」の中間評価を行い、プログラムの構築状況、プログラムの定着や修了者のキャリアパスの確立に向けた見通しについて確認する。

8-6 短期大学の役割・機能の検討推進

- 中央教育審議会大学分科会大学教育部会の下に、短期大学ワーキンググループを設置（平成25年9月）し、専門的な調査審議を実施。

→ 短期大学の教育の在り方、機能の在り方、短期大学教育の質保証等の視点を中心に議論を行っているところである。学生の多様な進学ニーズに応えるため、短期高等教育は重要であり、今後の短期大学の役割や機能の在り方について具体的な改善・充実の方策をまとめていくことが必要。

基本施策9 大学等の質の保証

9-1 大学教育の質保証のためのトータルシステムの確立

- 中央教育審議会等を中心に、以下の通り、大学教育の質保証のためのトータルシステムの確立に向けて検討中。なお、方向性が取りまとまった事

項については、順次制度改正等を実施。

【設置基準】

別地・サテライトキャンパスに関する記述など大学設置基準等における抽象的基準の明確化等について、現在、中央教育審議会大学教育部会において審議中。

【設置認可】

大学の設置認可制度の改善について、中央教育審議会大学分科会及び大学設置・学校法人審議会における審議等を踏まえ、

- ・「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」を改正し、今年度審査から、学生確保の見通しや人材養成に対する社会的な需要の見通しに関する審査体制を充実するとともに、大学新設案件については理事長及び学長予定者から設置構想全体について説明を求める審査を実施
- ・「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」を改正し、より充実した審査を行うために審査期間を延長するとともに、認可後に余裕をもって学生募集が行えるよう認可時期を早期化（平成28年度開設予定案件から適用予定）
- ・「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」を改正し、届出設置制度を適切に運用するため、学際領域の取扱い等について制度改正を実施

等に取り組んでいる。

【認証評価】

認証評価制度の在り方（学修成果を重視した評価、大学が重点を置いている機能等に着目した評価、評価に関する業務の効率化等）について、現在、中央教育審議会大学教育部会において審議中。

→ 中央教育審議会大学教育部会において、大学の質保証のためのトータルシステム全体の在り方を踏まえつつ大学設置基準や認証評価の改善等について引き続き審議し、改善の方向性が取りまとまった事項から順次必要な制度改正等を行っていく予定。

9-2 大学情報の積極的発信

- 大学団体や認証評価機関等の参画する大学ポートレート（仮称）準備委員会において、大学ポートレートの構築に向けて、教育情報の公表、教育改善のための情報の活用、管理運営体制の在り方等について審議の取りまとめを行ったところ。

→ 平成26年度中に大学ポートレートの運営体制を発足させ、国内向けの情報発信を開始する予定。

9-3 大学評価の改善

- 認証評価制度の在り方（学修成果を重視した評価、大学が重点を置いている機能等に着目した評価、評価に関する業務の効率化等）について、現在中央教育審議会大学教育部会において審議中（基本施策9-1再掲）。
- 経済産業省は、産学連携拠点構築に取り組む大学等において、産業界の意見を反映しつつ、各大学の特色に応じた、産学連携活動の客観的なPDCAサイクルの評価制度や、産学間の知的財産権の運用ルール、産学連携・人材流動化を促進させる制度改革のモデルを構築するとともに、産学連携活動を通じて構築したモデルの実証・検証を行う「産学連携評価モデル・拠点モデル実証事業」を実施している。

平成25年度は12事業者の採択を行ったところ。【経済産業省】

- 認証評価制度の改善については、中央教育審議会大学教育部会において引き続き審議し、改善の方向性が取りまとまった事項から順次必要な制度改正等を行っていく予定（基本施策9-1再掲）。
- 引き続き各大学の特色に応じた評価の仕組みの構築を通じて、世界的な産学連携拠点の構築・発展を推進していく【経済産業省】

9-4 分野別質保証の取組の推進

- 日本学術会議に対して審議の促進を依頼している「分野別の教育課程編成上の参照基準」について、すでに策定されている経営学、法学、言語学・文学、家政学に加え、機械工学、数理科学、生物学の分野において新たに策定。

- 「分野別の教育課程編成上の参照基準」の策定については、日本学術会議において、土木工学・建築学、経済学等10以上の分野において、引き続き策定に向けた審議を進める予定。

9-5 国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化

- 平成23年度より、単位互換等の質の高い大学間交流を行う「キャンパス・アジア」パイロットプログラム10件を採択。平成25年8月、キャンパス・アジアの進め方を審議する日中韓大学間交流・連携推進会議（第4回）（於：東京）を開催し、キャンパス・アジア拡大の方向性や、モニタリングに係る基本的枠組みについて合意。

交流学生数（予定）：1,101名（派遣）、1,100名（受入）〈H23~27〉

交流学生数（実績）：86名（派遣）、33名（受入）〈H23〉

337名（派遣）、297名（受入）〈H24〉

- 2013年9月30日に第1回「ASEAN+3高等教育の流動性・質保証に関するワーキング・グループ」を開催し、ASEAN域内や各国で展開する様々な取り組みについて参加者間の情報共有を行い、①ガイドラインの策定に向けた検討や②ASEAN+3質保証専門家会合の開催を行っていくことで一致した。
- 高等教育における学習成果の評価（AHELO）に関する国際的な検討の可能性を探るフィージビリティ・スタディが実施され、日本は一般的技能と分野別技能（工学、経済分野）のうち工学分野に参加した。OECD事務局により、フィージビリティ・スタディの最終報告書がまとめられた。

- 平成26年秋、日中韓大学間交流・連携推進会議（第5回）（於：上海）を開催予定。
- 「ASEAN+3高等教育の流動性・質保証に関するワーキング・グループ」において、ガイドラインの策定に向けた検討と質保証機関が定期的に集まる機会の創設を進めていく。2014年10月、第2回ワーキング・グループ（於：インドネシア）を開催予定。
- 我が国としては、フィージビリティ・スタディに参加した経験やOECDにおける検討状況等を踏まえ、引き続き高等教育の学習成果の評価に関する国際的な枠組み作りへの貢献について、検討を進める。

9-6 専門学校の質保証・向上の取組の推進

- 専修学校においては、「専修学校における学校評価ガイドライン」及び「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に基づき、学校評価・情報公開の取組を推進するなど、質保証・向上に取り組んでいる。

- 専修学校では、産業界等の関与を十分に確保した第三者評価や教員の資質向上の在り方等について検討することが必要。

基本施策10 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築

10-1 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築

- 保幼小連携については、幼保小合同研修の在り方など、幼児教育に関する今日的課題に対する方策など幼児教育に関する様々な課題について調査研究を実施している（基本施策5-1の再掲）。
- 小中一貫教育については、子供の成長に応じた小中一貫教育等の学校間の連携や円滑な接続のための取組を推進するための調査研究を実施している。
- 中高一貫教育については、中高一貫教育校における特色ある教育に関する調査研究を実施し、調査研究の事例を紹介。
- 大学への飛び入学等については、現在、高等学校に2年以上在学した者であり、大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認める者は、

当該大学への飛び入学が可能となっている※。ただし、この場合、高校を卒業せずに大学へ入学することから、高校卒業資格が得られない（基本施策14-1の再掲）。

※現行の飛び入学制度は平成9年度に導入。これまで導入した大学は6大学、のべ106人（平成25年）

- 子供の成長に応じた柔軟な教育システムの構築については、6・3・3・4制（学制）の在り方を含め、現在、教育再生実行会議で議論されているところである。また、今後の議論の参考とするため、諸外国における学制の歴史的変遷の経緯等について調査研究を実施している。

→ 子供の成長に応じた柔軟な教育システムの構築にあたっては、現在の学制に基づいた制度の検証が必要であり、引き続き調査研究等で検証を行う必要がある。また、政府の教育再生実行会議において、学制の在り方について提言がなされた後は、中央教育審議会での検討等の対応が必要。

10-2 高大接続における「点からプロセス」による質保証システムへの転換

- 政府の教育再生実行会議の提言を踏まえつつ、高等学校教育の質の確保・向上、大学の人材育成機能の強化、多面的・総合的に評価・判定する大学入学者選抜への転換、達成度テスト（仮称）の在り方等、大学入学者選抜をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続・連携強化のための方策について、現在、中央教育審議会（高等学校教育部会、高大接続特別部会）において審議中（高等学校教育部会においては平成25年1月に、高大接続特別部会においては平成26年3月に、それぞれ審議経過報告を取りまとめ）。
- 平成26年度予算において、志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価する入学者選抜方法の開発・実施等を行う大学に対する支援を計上（大学教育再生加速プログラム（平成26年度予算額：10億円の内数））。

→ 中央教育審議会高等学校教育部会において、平成26年夏頃を目途に、高等学校の質の確保・向上について審議取りまとめ予定。
→ 高大接続特別部会において、平成26年夏頃を目途に、大学入学者選抜をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続・連携強化のための方策について審議の取りまとめを行う予定。

成果目標 3 (生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得)

基本施策 1 1 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

1 1 - 1 現代的・社会的な課題等に対応した学習の推進

(人権・環境問題・地域防災等について)

- 現代的・社会的な課題等に対応した学級・講座(※1)について
 - ・実施件数・・・平成23年度：74,861件(平成20年度：84,645件)
 - ・受講者数・・・平成23年度：4,703,819人(平成20年度：5,430,740人)
 - ・地方公共団体の関係機関(※2)が実施する学級・講座件数全体に占める割合・・・平成23年度：10.7%(74,861件/701,221件)(平成20年度：10.7%(84,645件/795,105件))

(※1) 文部科学省「社会教育調査報告」 都道府県・市町村教育委員会及び首長部局、公民館、公民館類似施設、生涯学習センターにおける「市民意識・社会連帯意識」に関する学級・講座

講座の例：男女共同参画社会、人権学習、環境問題、消費者教育、地域防災など

(※2) 都道府県・市町村教育委員会及び首長部局、公民館、公民館類似施設、生涯学習センター

(男女共同参画社会の形成に向けた学習について)

- 男女ともに多様な選択が可能となるよう、男女共同参画の視点に立ったキャリア形成支援の推進を図るため、高校の進路指導等で活用できる教材を作成した。
- 働き方の見直しや子育てへの参画等、多様な選択を学ぶ機会を提供するため、学生を対象としたワークショップを実施した。
- 男女共同参画の視点を持ち、地域づくりに参画できる女性人材の育成を支援するため、学習プログラムを収集、発信した。

(消費者教育等)

- 消費者教育の推進に関する法律に基づき多様な主体が連携した消費者教育の取組が各地域において実施していくことができるよう、「消費者教育フェスタ」における先進事例の紹介や、「地域における消費者教育実践のヒント集」を作成した。
- 消費者教育に関する教育(科目、ゼミ等)を実施している大学等は約半数(平成22年度：47.5%)。また、社会教育における消費者教育に取り組んでいる教育委員会は約3割弱(平成22年度：26.9%)(消費者教育に関する取組状況調査)。

(地域参画・社会参画に係る学習について)

- 「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」において、地域の現代的・社会的課題の解決にあたる公民館等の社会教育施設の取組を

支援を通じた実証研究を行い、その成果の全国への波及を図っている（平成25年度採択数：126件）。

- 高齢者の生涯学習に関する地域の主体的な取組を促進することを通じて、高齢者が生涯現役社会を生きるアクティブ・シニアとして地域づくりに参画していけるよう、平成24年度から、高齢者の生涯学習に関する国の検討・研究成果や地域の先進的な取組事例等を活用して研究協議会を年2回開催している（平成24年度は約140名の参加者、平均満足度約84%、25年度は約190名の参加者、平均満足度約90%）。なお、内閣府が約5年に一度実施している「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」によると、平成20年度時点で高齢者のグループ活動への参加割合は59.2%、学習活動への参加割合は17.4%となっている。

（スポーツ）

- 平成24年3月に策定したスポーツ基本計画に基づき、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題としつつ、「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」を創出するため様々なスポーツ施策を推進している。
- そのため、学校の体育においては、教員の指導力の向上やスポーツ指導者の活用等による体育・保健体育の指導の充実、運動部活動の活性化等により、学校の教育活動を通じて、児童生徒がスポーツの楽しさや喜びを味わえるようにするとともに、体力の向上を図っているところ。
- また、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、若者のスポーツ参加促進策を実施する等の「スポーツを通じた地域コミュニティ活性化促進事業」や高齢者の運動・スポーツプログラムの普及啓発等を行う「高齢者の体力づくり支援事業」、障害者と健常者が一体となったスポーツ・レクリエーション活動の推進等に取り組んでいる。
加えて、総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）の育成に取り組み、地域のスポーツ環境を整備するとともに、トップスポーツと地域スポーツとの連携・協働を推進している。

（持続可能な開発のための教育：ESDについて）

- ユネスコの世界的な学校のネットワークであるユネスコスクールをESD（持続可能な開発のための教育）の推進拠点として位置付け、その加盟校数増加、連携の強化等を実施（平成23年度367校、平成24年度550校、平成25年度（平成26年1月現在）675校）。

（男女共同参画社会の形成に向けた学習について）

- 我が国の男女共同参画社会の形成に向けた学習に関しては、我が国の男女共同参画の現状は道半ばであるが、成長戦略としても「女性の活躍」

が求められている。引き続き、「第3次男女共同参画基本計画」に基づいて、学校、家庭、地域等のあらゆる場において男女平等意識の涵養や女性のエンパワーメントのための学習機会の充実を図ることが必要。また、所管の（独）国立女性教育会館の機能強化も図りつつ、男女共同参画を推進する教育・学習を推進していくことが必要。

（消費生活・消費者教育について）

- 消費者教育については、消費者教育の推進に関する法律（平成二十四年法律第六十一号）の成立を踏まえ、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定された。これを受け、主体的に判断し責任を持って行動する消費者の育成のため、引き続き、指針に基づいた取組が大学等及び地方自治体で実施されるよう促していくことが必要。また、多様な主体が連携した消費者教育の取組が各地域において実施されるよう、先進事例の効果的な紹介や地方自治体における効果的な推進体制の構築が課題である。今後は、「連携・協働による消費者教育推進のための実証的調査研究」や「消費者教育アドバイザーの派遣」などを通じて消費者教育を推進していくことが必要。
- 平成25年6月に閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の「今後検討すべき課題」（例：「コーディネーターの仕組み・人材確保・育成等の方策」、「効果的かつ確実な情報提供の仕組み」、「消費者教育の推進のための指標化」等）を、消費者教育推進会議に置かれた3つの小委員会（消費者市民育成小委員会、情報利用促進小委員会、地域連携推進小委員会）で検討し、平成27年2月に取りまとめることとしており、更に消費者教育に関する取組を推進する。【消費者庁】

（地域参画・社会参画に係る学習について）

- 自治体において効果的な課題解決のモデルを構築するには、単年度では困難であり、複数年の継続的な予算措置が必要。
- 研究協議会での国の研究成果や全国の先進的事例等の紹介を通じ、関係者や関係機関の連携を図り、地域の課題解決に資する新たなネットワークの形成や仕組みづくりに取り組んでいる。しかしながら、より効果の高い事業とするため、今後は、企画内容の一層の充実や、新たな連携、共催先の模索のほか、参加者の対象を明確化したり、開催についてより積極的に周知するといった改善を検討する必要がある。

- スポーツにおいては、スポーツ基本計画において、学校体育の充実及びライフステージに応じたスポーツ活動の推進、地域スポーツの振興を通じて、様々な場でのスポーツに係る学習機会の提供及びその充実を図っている。学校体育については、専科教員等の活用、障害のある児童生徒への障害の種類・程度に応じた配慮等が課題となっている。また、ラ

イフステージに応じたスポーツ活動については、スポーツ実施率の低い比較的若い年齢層や、高齢者、障害者の一層のスポーツ参加機会の拡充等、地域スポーツにおいては、多様な主体と連携し、市区町村の人口規模や高齢化、過疎化等各地域の実情に応じた、総合型クラブの望ましいあり方や支援策等が課題となっている。

(持続可能な開発のための教育：ESDについて)

→ ESDの10年を総括し、2015年以降も国内外において更にESDを推進していくことを目的に「ESDに関するユネスコ世界会議」を開催する。また、国内外におけるESDの実践・普及及び国内外における学校間及び他の関係者との連携・交流を促進するための方策を講じる。

11-2 様々な体験活動及び読書活動の推進

- 平成25年1月21日に、中央教育審議会より「今後の青少年の体験活動の推進について」が答申され、人づくりの”原点”である体験活動の機会を意図的・計画的に創出することが求められている中、青少年の体験活動の意義や効果を整理するとともに、現在の課題や今後の推進方策について提言された。
- 上記の答申を踏まえ、体験活動の推進施策として、家庭や企業に対する普及啓発、青少年の体験活動の評価・顕彰制度の創設、体験活動を推進する企業の表彰、防災キャンプ等を実施している。
- また、「健全育成のための体験活動推進事業」により、いじめの未然防止を図るため、児童生徒の健全育成を目的とした学校が実施する宿泊体験活動の取組を支援している。
- (独)国立青少年教育振興機構においては、全国28か所にある国立青少年教育施設を活用し、青少年の体験活動の機会と場を提供(平成24年度利用者数：約510万人)するとともに、民間団体が実施する体験活動等に対する「子どもゆめ基金」事業による助成(平成25年度採択件数：3,517件)等を実施している。
- 青少年の国際交流を推進するため、全国の青少年教育施設を活用し、自然体験・スポーツ体験・文化体験等を通して諸外国の青少年と交流する事業を実施している。
- 平成24年12月に全部改正した「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」において、図書館と学校図書館等の図書施設との連携について規定している。また、平成25年5月に、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「第三次基本計画」を閣議決定した。
- これらに基づき、学校における全校一斉の読書活動や図書館と学校図書館の連携・協力の重要性を踏まえた子供の読書環境の充実に努めている。また、学校・図書館・読書ボランティア団体等による読書コミュニティ

の構築を促進するために、全国各地でフォーラムを開催。子ども読書の日（4月23日）に、「子どもの読書活動の推進フォーラム」を開催し、優れた読書活動を行っている学校・図書館・ボランティア団体を表彰している。

【参考1】

- ・宿泊体験活動を実施した公立小学校の割合
92%（H23） → 94%（H24）
（文部科学省調べ）

【参考2】

- ・学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向
1ヶ月間全く本を読まない子どもの割合（不読率）（H25年5月）
小学生 4.5%（H24） → 5.3%（H25）
中学生 16.4%（H24） → 16.9%（H25）
高校生 53.2%（H24） → 45.0%（H25）
（全国学校図書館協議会・毎日新聞社「学校読書調査」）

【参考3】

- ・市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況
市 71.1（H23） → 76.4%（H24）
町村 38.8（H23） → 45.3%（H24）
（文部科学省「都道府県及び市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定状況に関する調査結果」（平成24年3月31日現在））

【参考4】

- ・全校一斉の読書活動の実施状況（公立学校）
小学校 96.2%、中学校 87.5%【H22年5月現在】
→ 小学校 96.4%、中学校 88.2%【H24年5月現在】
- ・公共図書館との連携状況（公立学校）
小学校 73.8%、中学校 45.4%【H22年5月現在】
→ 小学校 76.5%、中学校 49.8%【H24年5月現在】

- 引き続き上記の取組を推進するとともに、体験活動は、家庭・学校・青少年関係団体・NPO・民間企業等の社会総ぐるみでの機会の創出が必要であるため、様々な主体が連携して子供に体験活動の機会を提供する取組の支援を図る。
- また、学校教育における体験活動の意義や教育的効果等について、学校や教育委員会へ引き続き周知することが必要。また、関係省庁と連携し、体験活動の一層の推進を図る。
- 子供の読書活動については、第三次基本計画を踏まえ、市町村の読書推進計画の策定を推進するために引き続き上記の施策を実施するとともに、学校段階における差が依然として大きいため、中学生・高校生の読書活動の更なる推進を図る（今後10年間で不読率半減を目指す）。

基本施策 12 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進

12-1 多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進

- 「民間教育事業者における評価・情報公開等の在り方に関する検討会」において、ガイドラインの作成に向けて議論を進めている。
- 近年の受講者の学習ニーズの多様化等に対して、認定社会通信教育事業者が柔軟に対応できるよう、平成25年4月に社会通信教育基準を改正し、修業期間の緩和等に関する制度改正を行なった。
- 中央教育審議会生涯学習分科会社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおいて審議の整理をとりまとめた。審議の整理で示された今後の社会教育行政の再構築にかかる方向性に基づき、社会教育に関する専門職員である社会教育主事の養成・研修にかかるカリキュラムの見直しを図っている（基本施策30-1に後掲）。

- 民間教育事業者における評価・情報公開に関するガイドラインを策定することが必要。
- 社会通信教育基準の改正の趣旨等に関して引き続き周知を行うことが必要。
- 社会教育主事を含めた社会教育指導者に求められる資質は多方面にわたっており、養成・研修カリキュラムの見直しにあたっては十分な議論を要する。

12-2 修得した知識・技能等を評価し評価結果を広く活用する仕組みの構築

- 人材認証制度に関するニーズ調査を行って、認証機関が自らの認証制度について検証、改善を行うための自己評価シートを作成し、文部科学省のホームページに掲載して普及を図っている。
- 学習成果が生かされる仕組みづくりのため、平成22年にまとめられた「検定試験のガイドライン（試案）」を踏まえ、自己評価・情報公開の取組の普及を促進している。平成24年度における自己評価の実施割合は、50%。
- 我が国に適した青少年の体験活動等の評価・顕彰制度を検討するための試行事業を実施している。

- 検定試験の質の確保と信頼性の向上を図るため、今後、自己評価から、第三者評価の推進に向けた取組が必要。
- 人材認証制度については、認証機関自身による制度改善等を促すための取組が必要。
- 青少年の体験活動等の評価・顕彰制度を広く社会に認知してもらう普及・啓発が必要。

12-3 ICTの活用による学習の質の保証・向上及び学習成果の評価・活用の推進

- デジタルコンテンツの実態や、その質の保証や普及・奨励を図るための仕組みの構築に関する調査研究を実施している。
- 民間団体と地方公共団体等が連携した、ICTを活用した学習成果の評価や活用に資する取組（eポートフォリオ、eパスポートの活用に関する実証研究）を実施している。

→ デジタルコンテンツの質の保証については、調査研究の成果を踏まえ、今後、具体的な制度設計に向けた検討を行い、平成26年度を目途に本格運用を開始（教育用映像等審査において、新たにデジタルコンテンツの審査を実施）する。
ICTを活用した学習成果の評価・活用に關する実証研究の成果について、他地域へ周知する。

成果目標4（社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等）

基本施策13 キャリア教育の充実，職業教育の充実，社会への接続支援，産学官連携による中核的専門人材，高度職業人の育成の充実・強化

13-1 社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進

- 初等中等教育段階では、学校において教育課程の内外を通じた学習や活動における体系的・系統的なキャリア教育の実践を促進するために、教員向けの手引き等の配布や研修用動画の配信、高校教員向け講演やワークショップの各地での開催等を行っている。
- また、学校と地域・社会や産業界等との円滑な連携に向けて、企業等の出前授業や職場体験活動・インターンシップの受入れ先の開拓等を行う地域組織の設置を促進する「地域キャリア教育支援協議会設置促進事業」や、「学校が望む支援」と「地域・社会や産業界等が提供できる支援」を書き込めるサイトの運営等を行っている。
- 平成25年2月に「体系的なキャリア教育・職業教育の推進に向けたインターンシップの更なる充実に関する調査研究協力者会議」を設置し、同年8月に「インターンシップの普及及び質的充実のための推進方策について（意見のとりまとめ）」を公表した。また、平成26年度予算においては、「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」として、高等教育段階におけるインターンシップの取組拡大のため、産業界と連携し地域全体でインターンシップの取組を促進するために必要な経費を計上。
- 経済産業省は、産業界の求める実践的能力を持った高度イノベーション創出人材の育成や産学間の人材流動化によるイノベーションの創出を目指し、「中長期研究人材交流システム構築事業」を通じて理系修士課程・博

士課程在籍者等を対象にした企業の研究現場における中長期(2か月以上)の研究インターンシップの枠組み構築を支援している。平成25年度は、複数企業・複数大学によるコンソーシアムが設立され、マッチングの枠組み構築や中長期研究インターンシップに係る課題の抽出等が行われている。【経済産業省】

- 初等中等教育段階の職場体験活動・インターンシップの実施率はおおむね上昇傾向であるが、高等学校普通科においては、インターンシップを体験した生徒の割合が低水準にとどまっている(普通科14.7%(平成20年度)→17.9%(平成24年度))。今後、外部の組織や人材と連携・協働するにあたってのマッチングや体制の整備、キャリア教育の意義・必要性に対する教員の理解の促進、「産業社会と人間」のようなキャリア教育の中核となる時間を高等学校普通科の教育課程に位置付けることの検討が必要。
- 高等教育段階では、「日本再興戦略」等に基づき、大学等のインターンシップ等の充実に向け、地域において大学等と産業界との調整を図りながら、キャリア教育から就職まで一貫して支援する体制を整備する必要がある。
- 中長期研究インターンシップの普及・定着に向け、引き続き環境整備に取り組む。

13-2 学校横断的な職業教育の推進

- 専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が産学官コンソーシアムを組織し、その下で具体的な職域プロジェクトを展開し、協働して就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システム等を構築している。
- また、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(平成23年1月中央教育審議会答申)において、個々人が生涯にわたり学習して職業能力を向上させ、その成果が適正に評価され、社会指標となるような枠組みの構築が期待されるとされ、英国、オーストラリア、韓国等は、生涯学習推進等のため、必要な職業能力をレベル分けして可視化し、これと学校段階との対応関係を明らかにする「資格枠組み」(NQF)を構築している。我が国においても、実情に合った学習・評価システム構築に向け、海外事例についての調査研究等を進めている。

- 成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図るとともに、特に、社会人や女性の学び直しを全国的に推進していくことが必要。
- 学習成果の評価・活用の取組の充実については、その方策についてさらに検討が必要。

13-3 各学校段階における職業教育の取組の推進

- 「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月中央教育審議会答申）や「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日付閣議決定）等を踏まえ、実践的な職業教育に取り組んでいるところ。
- 専門高校においては、平成25年度入学生から年次進行で実施されている新高等学校学習指導要領に基づき、地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に行うとともに、産業現場等における長期間の実習等に取り組んでいる。また、平成26年度から新たに、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組をする専門高校を指定して調査研究を行うこととしている。
- 大学・短大においては「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」として、産業界のニーズに対応した人材育成の取組を行う大学が連携し、地域の産業界と一体となった人材育成や、大学に対するニーズを踏まえた取組を推進しているところ。
- 産業構造の変化や技術の高度化への対応が求められる中、各高等専門学校がそれぞれの地域性や特色、立地条件等に応じた多様な発展を目指し、自主的・自律的な改革を進めている。平成25年度は2校が地域や産業界のニーズに対応した学科再編を行った。
- 専修学校においては、「専修学校における学校評価ガイドライン」及び「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に基づき、学校評価・情報公開の取組を推進するなど、質保証・向上に取り組んでいる。（9-6の再掲）
- 「高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくり」に向けた専修学校の専門課程における先導的試行として、企業等との密接な連携により実践的な職業教育に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する仕組みを創設し、平成26年3月31日に472校、1,373学科を認定。
- 「職業実践専門課程を通じた専修学校の質保証・向上の推進」のために必要な経費を計上（平成26年度予算：1.8億円）。

- 引き続き上記の取組を進めるとともに、専門高校では上記の取組の成果を取りまとめ、普及することなどを通じて、教育内容の改善を図ることが必要である。
- 産業構造の変化、技術の高度化、少子化の進行、社会・産業・地域ニーズ等を踏まえ、高等専門学校の教育研究の個性化、活性化、高度化がより一層進展するよう、学科再編等を一層推進する施策を講じる必要がある。
- 専修学校では、産業界等の関与を十分に確保した第三者評価や教員の資質向上の在り方等について検討することが必要。

13-4 社会への接続支援

- 平成25年2月1日現在の大学（学部）の就職内定率は82.9%となっており、3年連続で上昇しているものの、依然として多くの学生等が未内定となっていることから、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省が連携し、未内定の学生等が1人でも多く卒業までに就職できるよう、平成26年1月21日から3月末までを集中支援期間とし、「未内定就活生への集中支援2014」を実施し、大学の就職相談員等とジョブサポーターとの連携による個別支援の徹底等に取り組んでいるところ。
- また、政府においては、就職・採用活動開始時期変更の円滑な実施に向けて取り組んでいるところ（8-1参照）。

→ 引き続き、政府、大学等、経済界で就職・採用活動開始時期変更の円滑な実施に向けた検討を行うとともに、雇用のミスマッチの解消に向け、関係省庁と連携した取組を行うことが必要。

13-5 社会人の学び直しの機会の充実

- 「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日付閣議決定）等を踏まえ、大学、大学院、専門学校等が産業界と協働して、高度な人材や中核的な人材等の育成等を行うオーダーメイド型職業教育プログラムを新たに開発・実施することや、若者等の学び直しの支援のための独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度の弾力的運用（大学で過去に無利子奨学金の貸与を受けて学んだ学生等が、社会人になって再び大学で学び直す際にも、無利子奨学金の貸与を受けることを可能とする（同学種（例：学部→学部）間の再貸与の制限の緩和））など、社会人の学び直し機会の充実に取り組んでいるところ。
- 放送大学では、多様な年齢層・職層の人が学習しており（学生数は平成25年度第2学期で90,154人）、社会人の学び直しをはじめ、多様なニーズに対応した教育内容の充実を図るとともに、授業科目数の充実を図った（放送授業科目数：343科目、面接授業科目数：3,106科目（平成25年度））。また、学生の利便性の向上等に資するため、放送による授業の補完として、テレビ授業科目のうち、181科目中139科目（うち、字幕付与科目は61科目）、ラジオ授業科目のうち、162科目中全科目について、インターネット配信を実施した。さらに、社会人等の多様なニーズに対応した学習機会を提供することなどを目的に、特定の分野の学習を体系的に行ったことを証明する科目群履修認証制度（放送大学エキスパート）を実施している（平成25年度：27プラン）。

→ 引き続き上記の取組を進めるとともに、社会人の学び直しについての企業等の理解促進のための取組について検討を行う。

基本的方向性 2：未来への飛躍を実現する人材の養成

【平成 25 年度の主な取組と課題】

成果目標 5（社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成）

基本施策 14 優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供

14-1 優れた才能や個性を伸ばす仕組みの推進

- 高等専門学校教育の高度化および深化に向けて、高等専門学校のすべての学生が修得すべき到達目標を設定したモデル・コアカリキュラムの導入を図った。
- 急速な社会経済のグローバル化に伴い、海外の生産現場で活躍できる実践的技術者を育成するため、高等専門学校教育のグローバル化に向けた取組を実施。
- 産業構造の変化や技術の高度化への対応が求められる中、各高等専門学校がそれぞれの地域性や特色、立地条件等に応じた多様な発展を目指し、自主的・自律的な改革を進めている。平成25年度は2校が地域や産業界のニーズに対応した学科再編を行った。
- 現在、高等学校に2年以上在学した者であり、大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認める者は、当該大学への飛び入学が可能となっている。ただし、この場合、高校を卒業せずに大学へ入学することから、高校卒業資格が得られない。
- 現行の飛び入学制度は平成9年度に導入。これまで導入した大学は6大学、のべ106人（平成25年）。

→ 高等専門学校固有の機能の充実強化に向け、産業構造の変化、技術の高度化、少子化の進行、社会・産業・地域ニーズ等を踏まえ、高等専門学校の教育研究の個性化、活性化、高度化を推進する施策を講じる必要がある。

→ 大学への飛び入学や高校卒業資格等については、教育再生実行会議において学制の在り方について引き続き審議し、改善の方向性をとりまとめの上、必要な制度改正等に取り組んでいく予定。

14-2 理数系人材の養成

- スーパーサイエンスハイスクール（SSH）について、平成25年度は201校を支援するとともに（平成24年度：178校）、科学技術人材の育成に関する機能を強化。また、高校段階の次世代人材育成の高度化を推進するため、平成26年度予算において、大学による国際的な科学技術人材育成プログラムの開発・実施を支援する「グローバルサイエンスキャン

パス」の創設に係る予算を計上（4億円）。

- 中学生を対象として、「第1回科学の甲子園ジュニア全国大会」を平成25年度に開催し、科学の甲子園、国際科学技術コンテスト、サイエンス・インカレと併せて、理数好きの生徒等の裾野を拡大するとともに、切磋琢磨する場を提供。
- 女子中高生の理系進路選択を支援するため、女性研究者等と女子中高生の交流の機会の提供や、実験教室、出前授業等の取組を行う大学を支援する、「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」を推進。平成25年度は10件を選定。
- 今後の理工系人材の育成・確保のため「理工系人材育成戦略（仮称）」を策定中。
- 「国際原子力人材育成イニシアティブ（公募事業）」として、大学、高専機構、民間企業等が実施する学生等を対象とした高度原子力教育や放射線取扱実習といった原子力の基盤と安全を支えるために必要な幅広い原子力人材を育成する取組を支援。平成26年1月現在までに、合計42件（内、教育機関による実施事業は19件。）の事業を選定・支援してきている。
- 「宇宙科学技術推進調整委託費（公募事業）」として、小中学生から大学院生まで、それぞれのレベルに応じた教材開発、実験機会の提供等を通じて、将来の宇宙航空に携わる人材の育成を目指している。平成25年度については5件の事業を選定。

→ 次代を担う科学技術人材の育成・確保のため、理数好きの生徒等を拡大するとともに、優れた素質を持つ生徒等を発掘し、その才能を伸ばすための支援策の充実に向けた検討が必要。

→ 「理工系人材育成戦略（仮称）」を踏まえ、教育機関、産業界等との対話を促進し、産業界との組織的連携に基づく教育・研究の充実を図る。

14-3 スポーツ、文化芸術に秀でた人材の養成

（スポーツ）

- 各強化段階にある有能なアスリートを次段階へと引き上げるための育成・強化活動を通じ、メダルポテンシャルアスリート（メダル獲得の潜在力を有するアスリート）まで確実に引き上げるシステムを構築。

（文化芸術について）

- 将来の我が国の文化芸術振興を担う人材を育成するため、「新進芸術家海外研修制度」（平成25年度：79名）において、我が国の新進芸術家等が海外で実践的に研修する機会を提供しているほか、新進芸術家等が基礎や技術を磨くために必要な公演、展示やセミナー・ワークショップ等研修機会を提供する「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」（平成25年度：74事業）を実施。

- 劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的人材の養成等に支援する「劇場・音楽堂等活性化事業」を実施（採択件数：平成25年度 160件）。
- 子供たちの感性や創造性を養い、将来の地域の文化芸術の担い手を育てるため実施する文化芸術の鑑賞・体験事業等、地方公共団体が企画する文化芸術の創造発信事業を支援する「地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ」事業を実施（採択件数：平成25年度 139件）。
- 次代の文化の担い手となる子供たちの発想力やコミュニケーション能力の育成を図り、将来の芸術家の育成や国民の芸術鑑賞能力の向上につなげるため、小学校・中学校等において、一流の文化芸術団体による巡回公演や、芸術家の派遣を行う「次代を担う子供の文化芸術体験事業」を実施（文化芸術団体による巡回公演：平成25年度 1,587公演学校への芸術家派遣：平成25年度 2,660件）。平成26年度予算には「文化芸術による子供の育成事業」として51億円（3.2億円増）を計上。

→ 2020年オリンピック競技大会が東京都で開催されることから、2020年オリンピック東京大会において活躍が期待される若い年代の競技者に対する特別育成・強化プロジェクトを平成26年度から実施。

※「2020ターゲットエイジ育成・強化プロジェクト」【新規】

（平成26年度予算：1,369百万円）

→ 引き続き、文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材（アートマネジメント人材、学芸員、ファシリテーター、舞台技術者等）の育成・活用に関する支援の充実や、地方公共団体が企画する人材養成に資する文化芸術の創造発信事業への支援、義務教育期間中の子供たちが文化芸術に触れる機会の拡充が必要。

基本施策15 大学院の機能強化等による卓越した教育研究拠点の形成、大学等の研究力強化の促進

15-1 独創的で優秀な研究者等の養成

- 我が国の学術研究の将来を担う優秀な若手研究者に対して、研究奨励金を支給する特別研究員事業を実施。平成25年度の支援対象は、DC（博士課程後期の学生）4,592人、PD（博士の学位取得者等）1,436人。
- テニュアトラック制（公正に選抜された若手研究者が、安定的な職を得る前に、任期付きの雇用形態で自立した研究者として経験を積む仕組み）を実施する大学等を支援。平成25年度までに57機関に支援を実施。
- 博士人材の多様なキャリアパスを切り拓くため、ポストドクターを対象に、企業等における長期インターンシップ（3か月以上）の機会の提供等を行う大学等を支援。平成25年度までに36大学に支援を実施。

- 女性研究者の一層の活躍を促進するため、女性研究者の研究と出産・育児・介護等との両立や研究力の向上を図るための取組を行う大学等を支援。平成25年度までに89機関に支援を実施。
- 「博士課程教育リーディングプログラム」を通じ、大学院において、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、産・学・官の参画を得つつ、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した世界に通用する質の保証された学位プログラムの構築・展開を30大学62プログラムに対し支援。

- 平成26年度予算において、「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築」として10億円を、「PBLを中心としたイノベーション創出人材の育成」として9億円を計上。
- 「博士課程教育リーディングプログラム」の中間評価を行い、プログラムの構築状況、プログラムの定着や修了者のキャリアパスの確立に向けた見通しについて確認する。
- 第4期科学技術基本計画や、博士課程（後期）の学生に対する経済的支援の実施状況も踏まえつつ、優れた学生が将来への見通しをもって大学院で学べるよう、経済的支援の更なる充実を図る。
- 今後、大学改革の進捗状況も踏まえつつ、年俸制の導入や改正研究開発力強化法・任期法における労働契約法の特例規定等により、若手研究者も含めた研究者全体の流動性の促進を図り、研究者等が複数の大学間・産学間を往き来し活躍するような新たなシステムの構築を促すなどの支援を検討・実施するほか、若手・女性研究者や研究支援人材など多様な人材の活躍促進を図る取組を一層推進するため、中央教育審議会と連携しつつ、科学技術・学術審議会（人材委員会）においても議論を行う。

15-2 大学等の研究力強化の促進

（世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI））

- 大学等への集中的な支援により、システム改革の導入等の自主的な取組を促し、優れた研究環境と高い研究水準を誇る国際研究拠点の形成を目指す「世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）」を平成19年度より推進している（平成25年度は9拠点を支援）。

（頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣事業）

- 「頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣事業」の実施を通じて、若手研究者を海外へ派遣し、派遣先の研究機関との間で行う国際共同研究の機会を提供する大学等研究機関を支援している（平成25年度に支援を行った大学等研究機関数は84件）。これにより国際的な頭脳循環の促進を図っているところ。

（グローバルCOEプログラム）

- 世界最高水準の研究基盤の下で世界をリードする創造的な人材育成を図るため、国際的に優れた教育研究拠点の形成を支援する「グローバルCOEプログラム」として平成19年度から21年度にかけて41大学140拠点を採択した（平成25年度は9大学9拠点を支援）。
（共同利用・共同研究拠点）
- 国立大学、公私立大学の共同利用・共同研究拠点について、文部科学大臣による13拠点の新規認定を行った（平成25年4月現在：41大学90拠点）。各拠点の取組については、国立大学法人運営費交付金、「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」により支援を実施した。
- 国立大学の共同利用・共同研究拠点について、拠点としての適格性・必要性やその運営状況・活動状況などに関する中間評価を実施した。
（大規模学術フロンティア促進事業）
- 国際的競争と協調による国内外の多数の研究者が参画する学術の大規模プロジェクトを、学術版「ロードマップ」で示された優先度に基づき、戦略的・計画的に推進する「大規模学術フロンティア促進事業」により、新規プロジェクト「30m光学赤外線望遠鏡（TMT）計画の推進」を含む8プロジェクトを支援した。
- 年次計画に基づき、評価の実施時期に該当するプロジェクトの主要な研究テーマの進捗状況及び成果の評価等を実施した。
（国立大学等における先端研究基盤の整備）
- 国内外の多数の関連研究者の参画を期する国立大学の共同利用・共同研究拠点や大学共同利用機関に対して、新たな学問領域の創成や、国際的な共同研究の推進のために、大学等の先端研究基盤の整備に必要な経費を平成25年度補正予算に計上した。
（研究大学強化促進事業）
- 世界水準の優れた研究活動を行う大学群を増強し、我が国全体の研究力強化の促進に資するため、平成25年度から「研究大学強化促進事業」を実施し、22の支援対象機関の研究力強化の取組を支援している（支援期間10年間、支援規模2～4億円／年）。
（科学研究費助成事業）
- 科学研究費補助金の使い勝手を更に向上させるため、平成25年度には、基金化されていない補助金部分の前倒し使用や一定要件を満たす場合の次年度使用を可能とする「調整金」を導入するとともに、特別推進研究に複数年度の交付決定を可能とする国庫債務負担行為を導入した。
（競争的資金制度）
- 研究費の効果的・効率的な運用のため、文部科学省において、複数の競争的資金制度における研究費の合算による共用設備の購入を可能とした。
- 研究費の効果的・効率的な運用のため、文部科学省において、競争的資金の費目間流用に関して、配分機関の承認なしで流用可能な範囲を直接経費総額の50%以下（又は未満）に統一した。（運用は平成26年度から）

(世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI))

→ 平成26年度において引き続き9拠点の支援を行う。

(頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣事業)

→ グローバルな頭脳循環における人材獲得競争の激化を踏まえ、日本の大学等研究機関が、世界のトップクラスの研究機関とネットワークを形成し、自らそのハブとなることを支援するために、平成26年度においては「頭脳循環を加速する戦略的国際研究ネットワーク推進事業」として抜本的に見直すこととしている。本事業により、海外のトップクラスの研究機関と研究者の派遣・受入れを行う大学等研究機関を重点的に支援することで、我が国の高いポテンシャルを有する研究グループが特定の研究領域で国際研究ネットワークを戦略的に形成することを目指す。

(グローバルCOEプログラム)

→ 「グローバルCOEプログラム」の事後評価を行い、各拠点における教育研究活動の持続的展開及びその水準の向上とさらなる発展に資するとともに、その成果を踏まえ国際的に優れた博士課程の教育研究機能を発揮する環境を形成するための取組を推進する必要がある。

(共同利用・共同研究拠点)

→ 共同利用・共同研究拠点の中間評価を踏まえ、拠点の今後の在り方等について検討を行う。

(大規模学術フロンティア促進事業)

→ 平成26年度予算としては、新規プロジェクト「日本語の歴史的典籍の国際共同研究ネットワーク構築計画」を含む9プロジェクトを計上。

→ 国際的な頭脳循環のハブとなる研究拠点における学術の大規模プロジェクトについて、引き続き戦略的、計画的に推進するため、学術版「ロードマップ」を改訂する。

(研究大学強化促進事業)

→ 平成26年度は、平成25年度に採択された22機関について引き続き支援を行う。

(科学研究費助成事業)

→ 平成26年度は、前年度とほぼ同額の助成額を確保するとともに、特別研究員(PD)に交付する「特別研究員奨励費」への間接経費の措置や「調整金」の改善等を実施し、科研費制度の充実・効率化を図る。

(競争的資金制度)

→ 研究費の効率的な運用に向けて、費目間流用ルールの一統化及び研究費の合算使用については、関係府省間においても実施する必要がある。

(費目間流用ルールの一統化については、現在関係府省間で検討中。研究費の合算使用については、今後検討予定。)

15-3 イノベーション創出に向けた産学官連携の推進

- イノベーション創出に向け、大学等の研究成果を基にした産学の共同研究開発や、知的財産の活用などを推進している。
- 特に、「革新的イノベーション創出プログラム（COI STREAM）」においては、拠点公募を行い、ガバニング委員会及びビジョナリーチームのリーダーシップの下、12のCOI拠点及び14のCOI-T（トライアル）拠点を採択した。各拠点は、10年後に達成すべきビジョンを見据えた革新的イノベーションの実現を目指して、11月頃より活動を開始したところ。

→ COI STREAMで取り組むべきビジョンの実現へ向け、既存採択拠点の活動を充実加速させるとともに、地域資源等を活用し、チャレンジング・ハイリスクな研究開発を進める新規拠点を新たに構築する。
(平成26年度予算額171億円(対前年度9億円増))

基本施策16 外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化

16-1 英語をはじめとする外国語教育の強化

(初等中等教育段階)

- 「外国語活動・外国語教育の教材整備等」事業において、平成23年度から全面実施された小学校「外国語活動」の円滑な実施のため、平成24年度から外国語活動用教材“Hi, friends”を作成・配布するとともに、教員の指導力向上のための英語教育活動事例集を配布している。
- 英語教育強化推進事業として、各都道府県に合計141校の拠点校を設け、新学習指導要領の着実な実施を促進するとともに、優れた取組を支援している。また、拠点校の生徒を中心に、生徒の英語によるコミュニケーション能力・論理的思考力を把握・分析している(平成24年度「国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策」に係る状況調査では、生徒の英語力の目標を達成した割合は中学校及び高等学校第3学年でいずれも約31%。求められる英語力の目標を達成した英語教員の割合は中学校教員で約28%、高等学校教員で約52%)。
- 「国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策」を受け、平成24年7月にポータルサイト「えいごネット」(文部科学省の協力の下、(財)英語教育協議会(ELEC)が運営)を開設し、英語教育に関する情報を提供している。
- 初等中等教育段階からのグローバル化に対応した教育環境作りを進めるため、小学校における英語教育の拡充強化、中・高等学校における英語教育の高度化など、小中高等学校を通じた英語教育改革を計画的に進めるための「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を公表した(平成25年12月)。

- 我が国における国際バカロレア（IB）の普及・拡大のため、国際バカロレア機構との協力の下、平成25年度より国際バカロレア・ディプロマプログラム（DP）の科目の一部を英語とともに日本語でも指導可能とする「日本語DP」の開発・導入に着手した。
- また、平成25年度から国際バカロレアに対応するために必要な教員の確保に向けた取組（教員養成ワークショップの国内開催、外国人に対する特別免許状の円滑な授与等）、IBのカリキュラムと学習指導要領との対応関係に係る考え方の整理、国内の大学入試におけるIBの活用促進、IBに係る積極的な広報等を開始した（現在、国内の国際バカロレア認定校（DP校）は19校）。

（高等教育段階）

- 平成25年5月に入学者選抜においてTOEFL等の活用を推奨することなどを記載した平成26年度大学入学者選抜実施要項を各大学に通知するとともに、入試担当者等が集まる会議においてTOEFL等の入学者選抜における活用を要請した。平成25年度大学入学者選抜において、265大学が活用。
- 平成24年度より実施している「グローバル人材育成推進事業」において、採択42大学に対して、学生のグローバル力を強化するための組織的な取組の1つとして、TOEFL等の外部検定試験の活用を含め、高等学校段階における外国語力・留学経験等の適切な評価を行う入試の導入を促進している。
- TOEFL等の入学者選抜等での活用など、国際化に取り組む大学をスーパーグローバル大学として重点支援する（平成26年度予算額：77億円）。

（初等中等教育段階）

- 生徒に求められる英語力や学習の状況を全国的に把握・分析し、その結果を指導の改善に活用するためには、全国の学校を対象とした無作為抽出による調査の開発・実施が必要である。この課題に対応するため、外部検定試験実施団体と連携し、生徒の英語力を把握分析・検証するための調査を試験的に実施する（平成26年予算額：約1.2億円）。
- 平成25年12月に公表した「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」の実現に向け、英語教育指導者の英語指導力を強化する必要があるため、外部専門機関と連携し、教員等の英語力・指導力を向上するための研修を実施する事業を行う。また、小学校英語教育の教科化や中・高等学校の英語教育の目標や内容の高度化など、現行の教育課程の基準によらない先進的な取組の支援する。加えて、小学校においてさらに発展させた内容を取扱うことが可能となるよう、補助的な教材等の開発を行う（平成26年予算額 約4.5億円）。

(高等教育段階)

→ 「グローバル人材育成推進事業」の平成25年度フォローアップや平成26年度に実施する中間評価において、語学力を向上させるための入学時から卒業時までの一体的な取組状況を把握するとともに、引き続き促進する。

16-2 高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進

- 官民協働により日本人の海外留学をきめ細かく支援する海外留学支援制度（グローバル人材育成コミュニティ）を創設するため、制度設計に取り組むとともに、留学機運の醸成に努めているところ。
- 高校生の留学促進事業により、各都道府県に対して留学支援を行っている（平成24年度：251人、31都道府県）。
- グローバル人材育成の基盤形成事業により、各都道府県に対してグローバル人材の派遣及び留学フェア等の開催に係る経費の補助を行っている（平成24年度：派遣人数161人、留学フェア等開催回数23回（16都道府県））。
- 優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進するため、平成25年12月に「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」を取りまとめ、外国人留学生受入れの重点地域等及び対応方針を設定。
- 日本全体で若者の海外留学への気運を高めるため、留学促進広報戦略本部を立ち上げ、留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」を開始。イベントの開催等留学の魅力や方法を伝えるための取組を政府だけではなく、官民協働で実施。

→ 日本人の海外留学を促進するため、海外留学支援制度（グローバル人材育成コミュニティ）の創設に向け、制度設計に着実に取り組むとともに、様々な手段による学生へ情報提供等を通じ、更なる留学機運の醸成に努める必要がある。

→ 現在、高校生への留学支援は原則1年以上の留学を対象としているが、平成26年度は新たに短期留学（原則2週間以上1年未満）への支援を行う予定（平成26年度予算額（3億円 長期300人、短期1,300人（新規）））。

→ 外国人留学生の受入れを促進するため、戦略的な受入れを行うとともに、「留学生30万人計画」の実現に向け、奨学金の充実、宿舍支援をはじめとする生活支援、経済団体等と連携した就職支援の実施、留学コーディネーターの配置や現地で入学許可を出す仕組みづくり等による「攻め」の留学生施策を実施する必要がある。

16-3 高校・大学等の国際化のための取組への支援

(高校)

- 平成26年度より新たにスーパーグローバルハイスクールを50校程度

整備・支援するため、国公私立高等学校等に対して公募を開始（平成26年1月14日）。

（大学等）

- 平成24年度より実施している「グローバル人材育成推進事業」採択42大学において、英語での授業の実施率、外国人教員数、海外で学位を取得した教員数に係る達成目標を設定。5年間で事業全体として58,192人の学生を派遣予定。
- 平成23年度より実施している「大学の世界展開力強化事業」採択48プログラムにおいて、日本からの派遣学生数と海外からの受入れ学生数に係る達成目標を設定。7年間で事業全体として14,017人（派遣7,515人、受入6,502人）の学生を交流予定。
- 平成21年度より実施している「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業」採択13大学において、英語による授業で学位取得が可能なコース数、外国人教員比率、留学生比率の達成目標を設定し、次の実績を上げている（平成25年度終了）。
 - 英語コース：
 - 学部0、大学院7コース〈H21年〉
 - 学部32、大学院123コース〈H24年度末〉
 - 外国人教員数：
 - 2,374人（全体の5.6%）〈H20年〉
 - 3,097人に増加（全体の7.0%）〈H24年度末〉
 - 留学生（在留資格問わず）の受入：
 - 23,083人（全体の6.8%）〈H21年末〉
 - 28,357人（全体の8.3%）〈H24年度末〉
- 平成26年度に新規採択を行う「スーパーグローバル大学創成支援」30件において、世界と競うトップレベルの大学を目指す力のある大学や国際化を牽引するグローバル大学を重点支援し、大学教育の国際標準への適合、研究力向上に繋がる教育力の最大化を図る予定（平成26年度予算額：77億円）。
- 海外大学との教育連携を促進するため、平成25年度より中教審「大学のグローバル化に関するWG」において、外国大学とのジョイント・ディグリー一等、国際教育連携に係る制度の在り方などについて審議。
- 秋季入学に限らず、4学期制などアカデミックカレンダーの柔軟化を進めるため、平成25年3月の大学設置基準の改正を行い、各大学の改革を制度面から支援した。
- 平成25年9月に、文部科学省に「学事暦の多様化とギャップタームに関する検討会議」を設置し、学事暦の多様化やギャップタームに必要な環境整備について検討を行っている。

（職業教育の質保証等）

- 職業教育の質の保証や、国際通用性の確保のための学修成果を海外で証明できる仕組みの構築については、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月中央教育審議会答申）において、個々人が生涯にわたり学習して職業能力を向上させ、その成果が適正に評価され、社会指標となるような枠組みの構築が期待されるとされ、英国、オーストラリア、韓国等は、生涯学習推進等のため、必要な職業能力をレベル分けして可視化し、これと学校段階との対応関係を明らかにする「資格枠組み」（NQF）を構築している。我が国においても、実情に合った学習・評価システム構築に向け、海外事例についての調査研究等を進めている。

（高校）

- 今後は、4月から「スーパーグローバルハイスクール」事業を開始できるよう、迅速な審査を実施するとともに、指定後の各学校に対する指導・助言体制の整備を進める必要がある（平成26年度予算額：8億円（新規））。

（大学等）

- 「グローバル人材育成推進事業」平成25年度フォローアップにおいて、目標の達成状況を把握するとともに、目標の達成を促す。
- 「大学の世界展開力強化事業」中間評価や平成25年度フォローアップにおいて、目標の達成状況を把握するとともに、目標の達成を促す。
- 「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業」事後評価において、目標の達成状況を把握する（平成25年度終了）。
- 外国大学とのジョイント・ディグリーの導入については、中教審の議論を踏まえ、平成26年度中を目途に制度改正・施行予定。
- 「学事暦の多様化とギャップタームに関する検討会議」での審議結果をとりまとめる予定。

（職業教育の質保証等）

- 職業教育の質の保証や、国際通用性の確保のための学修成果を海外で証明できる仕組みの構築については、その方策についてさらに検討が必要。

16-4 国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化（基本施策9-5の再掲）

基本的方向性 3 : 学びのセーフティネットの構築

【平成 25 年度の主な取組と課題】

成果目標 6 (意欲ある全ての者への学習機会の確保)

基本施策 17 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

17-1 幼児教育に係る教育費負担軽減

- 幼児教育に係る保護者負担の軽減については、幼稚園就園奨励費補助による支援を行っており、平成 25 年度については私立幼稚園の国庫補助単価を引き上げるとともに、幼稚園に同時就園する第 3 子以降について、保育所と同様に所得制限を撤廃し補助対象を拡大することとし、園児の保育料を無償とした。
- 幼児教育無償化については、平成 25 年 6 月の「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」における今後の取組の基本方向を踏まえ、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、平成 26 年度から「段階的に」取り組むこととしており、平成 26 年度予算については幼稚園就園奨励費補助において、幼稚園と保育所の「負担の平準化」を図る観点から、低所得世帯・多子世帯の保護者負担について保育所と同様の軽減措置を行うこととしている。
- なお、子ども・子育て支援新制度における施設型給付については、現在、平成 25 年 4 月に内閣府に設置された子ども・子育て会議において、具体的な水準についての検討を行っているところ。

- 子ども・子育て支援新制度については、引き続き、本格施行に向けて、子ども・子育て会議において具体的な制度設計を行っていく必要がある。
- 幼児教育無償化については、今後、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、子ども・子育て支援新制度の施行状況も勘案しながら、どのような方法・対象とすることが適切かどうかを総合的に検討する必要がある。

17-2 義務教育に係る教育費負担軽減

- 義務教育の無償制、教科書の無償配布に加えて、就学援助を通じ、経済的困難を抱える家庭に対する支援を継続的に実施（国は要保護児童生徒への支援の 1/2 を補助）。

【参考】

- ・義務教育段階の就学援助

(要保護児童生徒への支援)

※平成25年度国庫補助予算額 約8億2千万円(対前年度同額)

※平成24年度の要保護児童生徒数は、152,947人、対前年度887人増加。

同援助率は1.54%、対前年度0.03ポイント増加。

(準要保護児童生徒への支援)

※平成24年度の準要保護児童生徒数は、1,399,076人、

対前年度16,695人減少。同援助率は14.10%、対前年度0.03ポイント増加。

- 義務教育段階の就学援助について、要保護児童生徒数は微増であるが、近年増加傾向にある。準要保護児童生徒数は減少しているが、主な要因は児童生徒数全体の減少であり、援助率は引き続き増加している。
- 各市町村が実情に応じて実施している就学援助制度については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されたことを踏まえ、認定基準や対象費目等の実態把握を通じ、各市町村における就学援助の取組がより一層充実されるよう促していくことが必要。

17-3 高等学校段階に係る教育費負担軽減

- 平成25年12月に、低所得者支援の充実と公私間格差の是正等の課題に対応するため、国公立とも就学支援金制度に一本化し、所得制限を設ける法改正を行い、平成26年4月より新制度を実施(平成26年度予算額:3,876億円)。
- ・私立高校等の低・中所得者への就学支援金の加算を拡充。
 - ・広く高等学校段階の学びを支援するため、新たに専修学校(一般課程)及び各種学校のうち国家資格養成課程を置くものを就学支援金の給付対象に広げる。また、予算措置により海外の在外教育施設の高等部等の生徒に就学支援金相当の支援を行う。
- 低所得者世帯の授業料以外の支援として「高校生等奨学給付金」制度を創設(平成26年度予算額:28億円)。

- 平成26年4月からの新制度が円滑に実施されるよう努めるとともに、引き続き高等学校段階の教育費負担の軽減を図る。

17-4 大学・専門学校等に係る教育費負担軽減

- 意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、平成25年8月にとりまとめた「学生への経済的支援の在り方について」(中間まとめ)をふまえ、貸与人員の増員等、大学等奨学金事業の充実を図っている。平成26年度予算において、①無利子奨学金の貸与人員を増員するとともに、日本人の海外留学のための奨学金制

度の充実、②延滞金賦課率の10%から5%への引き下げ等、真に困窮している奨学金返還者に対する救済措置の充実を図るなど、制度の改善充実を図ることとしている。

【参考】(独)日本学生支援機構大学等奨学金事業

<平成26年度予算額>

- ・貸与人員 無利子奨学金：45.2万人
(対前年度比2.6万人増(うち新規増1.2万人))
[有利子奨学金：95.7万人]
- ・事業費 無利子奨学金：3,068億円
(対前年度比156億円増)
[有利子奨学金：8,677億円]

- 意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、授業料減免等の充実を図っている。国立大学については授業料免除枠を拡大するとともに、学内ワークスタディへの支援を行うこととしている。公立大学では、全ての大学が授業料減免制度を設けており、平成24年度実績で約1.1万人に対して34.7億円の減免措置がなされている。私立大学については授業料減免等事業に加え、平成25年度より学内ワークスタディ事業、産業界との連携協力関係に基づく減免等奨学制度への支援を行う産学合同スカラーシップ事業を実施。国立高等専門学校において、学生の経済状況に関わらず修学の機会が得られるよう、授業料等の減免枠を拡大している。

【参考】平成26年度予算額

<国立大学>

- 免除対象人数：約0.2万人増
- 平成25年度：約5.2万人→平成26年度：約5.4万人
- 学部・修士：約4.6万人→約4.8万人(約0.2万人増)
- 博士：約0.6万人→約0.6万人、被災学生分：約1,100人

<私立大学>

- 授業料減免等対象人数：約0.2万人増
- 平成25年度：約3.7万人→平成26年度：約3.9万人

※公立大学については、授業料収入の11.5%を授業料減免相当として地方交付税交付金の算定上措置している。

- 専修学校生への経済的支援の施策立案等の参考とするため、専修学校生を対象とした学生生活に関する実態調査等を行うこととしている。

- ・専修学校生の学生生活等に関する調査研究
(平成26年度予算額 2千万円(新規))

→ 意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、引き続き、学生等の経済的支援の在り方について検討し、大学等奨学金事業及び授業料減免等の充実を図る。

17-5 東日本大震災により被災した子ども・若者への就学支援

- 東日本大震災で被災し、経済的理由により就学困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、平成23年度補正予算において「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を都道府県に交付し、「高校生修学支援基金」に積み増し、学用品費や通学費等の援助などを実施するとともに、平成26年度まで必要な支援を行うことができるよう、所要の経費を措置（約411億円、全額国庫負担）。なお、平成26年度予算においては、平成26年度中に基金不足が見込まれる自治体の要望等を踏まえ、所要の経費を計上（約33億円）。

【参考】平成24年度対象児童生徒数 約5万8千人

- また、被災地において通学困難となった児童生徒の通学支援として、被災地からの要望等を踏まえ、スクールバス等の購入費への補助を実施している。【参考】平成25年度予算額 70,000千円
- 被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することがないよう、貸与基準を満たす希望者全員に奨学金を貸与するとともに授業料減免等の充実を図る。

→ 東日本大震災により被災した幼児児童生徒への就学支援について、被災地からの要望等も踏まえて引き続き支援を行う。
→ 被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することがないよう、引き続き、貸与基準を満たす希望者全員に奨学金を貸与するとともに授業料減免等の充実を図る。

基本施策18 学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援

18-1 経済的、地理的条件が不利な子どもたちに対する支援

- 平成25年度においては、いじめ、不登校や問題行動など、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童生徒への対応のための加配定数増を含め、800人の加配定数の改善を実施。また、平成26年度予算においても、少子化時代に対応する教職員定数の配置改善として、少子化を踏まえた合理化を図る一方で、いじめ・道徳教育への対応分等として303人の加配定数の改善を計上。
- 交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在する公立学校（へき地学校等）の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて、スクールバス・ボートの購入や遠距離通学費への補助等の就学支援を実施。

【参考】

- ・へき地児童生徒援助費等補助金

平成26年度予算額 約13億2千万円（対前年度比約4千万円増）

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成25年6月に成立、平成26年1月に施行。

→ 教育格差の解消に向け、家庭環境等の要因により学力定着等が困難な児童生徒への支援や、離島を含めたへき地の子どもたち等に対する就学支援を引き続き行う。

→ 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく大綱を策定するための検討を進める。

18-2 「貧困の連鎖」防止等に向けた多様な主体と連携した学習支援等

- 平成24年度の全国の国・公・私立高等学校での中途退学者数は約52,000万人、在籍者に占める中途退学者の割合（中退率）は約1.5%となっており、依然として相当数に上っている。
- 高校中退者に対する学校とハローワーク・地域若者サポートステーションとの連携体制の構築については、平成25年4月に、高校中退者情報の共有することや、高校を卒業できないおそれがある生徒に対して地域若者サポートステーション等による必要な支援が得られるように個々の生徒の特性に応じた指導・助言を実施すること等について通知を発出する等により実施している。
- 学校・家庭・地域が連携して、貧困家庭を含むすべての子供を対象に、学習支援を始めとする教育支援活動として、平成25年度は「学校支援地域本部」を全国で3,527本部、「放課後子供教室」を全国で10,376教室で実施した。また、家庭教育支援については、課題を抱える家庭も対象として、家庭教育支援チーム等による相談対応や情報提供等を全国の3,166か所で実施した。さらに、地域の公民館等においては、現代的・社会的課題の解決にあたる公民館等の社会教育施設の取組を支援する「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」を実施し、その中の「若者の自立・社会参画支援プログラム」において、公民館が地域若者サポートステーションと連携するなど、就業に課題を抱える若者等の支援を通じた実証研究を行い、その成果の全国への波及を図っている（H25「若者の自立・社会参画プログラム」採択数：10件）。
- 定時制・通信制課程における多様な学びや特別支援教育を必要とする生徒等の支援については、現在、中央教育審議会高校教育部会において、高校教育の質の確保・向上に向けた取組の中で、審議しているところ（高等学校教育部会～平成25年度開催回数：8回（平成26年1月末時点））。
いわゆる中学校夜間学級については、平成25年度に全国8都道府県35校に設置され、1,879人の生徒が在籍している。学習指導、生徒指

導の改善充実に資するため、中学校夜間学級の充実・改善等への取組を支援する実践研究事業を実施している。

- 高等学校等を中途退学した者が、再び高等学校等で学び直す場合に、就学支援金の支給期間を過ぎた後も、卒業までの間（最長2年）、授業料相当分の支援を実施。
- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成25年6月に成立、平成26年1月に施行（18-1再掲）。

- 学校とハローワーク・地域若者サポートステーション等の多様な主体との連携体制を強化し、貧困の連鎖の防止に向けた取組を強化する。
- 中央教育審議会高等学校教育部会において、今年度内を目途に、高等学校の質の確保・向上について「審議まとめ」として取りまとめる予定。今後、本審議まとめを踏まえつつ、高校教育の質の確保・向上に向けた施策が進められる必要がある。
- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく大綱を策定するための検討を進める（18-1再掲）。

18-3 東日本大震災により被災した子どもたちに対する学習支援や心のケア

- 東日本大震災により被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、被災県等の教育委員会からの申請を踏まえ、平成25年度においては、6県（岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、新潟県）に対して計1,042名（義務教育諸学校：975名、高等学校：67名）の教職員定数の加配措置を実施。
- 東日本大震災で被災し、経済的理由により就学困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、平成23年度補正予算において「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を都道府県に交付し、「高校生修学支援基金」に積み増し、学用品費や通学費等の援助などを実施するとともに、平成26年度まで必要な支援を行うことができるよう、所要の経費を措置（約411億円、全額国庫負担）。なお、平成26年度予算においては、平成26年度中に基金不足が見込まれる自治体の要望等を踏まえ、所要の経費を計上（約33億円）。

【参考】平成24年度対象児童生徒数 約5万8千人

- 東日本大震災で被災した幼児児童生徒等の心のケアを図るため、平成25年度予算において、スクールカウンセラー等を学校等に派遣するために必要な経費を措置（「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」（約39億円、全額国庫負担、復興特別会計））。

- 平成26年度予算において、引き続き、スクールカウンセラー等を学校等に派遣するために必要な経費を計上（「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」）（約37億円、全額国庫負担、復興特別会計）。

→ 東日本大震災により被災した幼児児童生徒等に対する就学支援、学習支援や心のケアについて、被災地からの要望等を踏まえて引き続き支援が必要。

18-4 生徒指導体制及び教育相談体制の整備・充実（基本施策2-3の再掲）

18-5 いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底（基本施策2-4の再掲）

成果目標7（安全・安心な教育研究環境の確保）

基本施策19 教育研究環境の整備や安全に関する教育の充実など学校における児童生徒等の安全の確保

19-1 安全・安心な学校施設

- 公立学校については、耐震化のための国庫補助を行うとともに、耐震化が遅れている地方公共団体に対し職員が個別に訪問し助言する等の取組を行っている。平成26年度予算執行後の公立小中学校の耐震化率は約96%（平成25年4月現在の耐震化率は88.9%）となる見込みであり、耐震化は順調に進捗している。
- また、非構造部材の耐震対策を含む防災機能強化の取組に対して国庫補助を行っている。特に致命的な事故の起こりやすい屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策については、平成27年度までの速やかな完了を目指し、平成25年8月に天井撤去を中心とした対策の検討を要請する通知を発出するとともに、「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」を作成・配布するなど対策の加速化に向けた取組を行っている。

【参考】

吊り天井を有する屋内運動場等の棟数 6,554棟

非構造部材の耐震対策実施率（屋内運動場の吊り天井等を除く）60.2%

- さらに、老朽化対策について、厳しい財政状況下、コストを抑えながら建て替えと同等の教育環境を確保できる「長寿命化改修」を推進するため、「長寿命化改良事業」の創設や地方公共団体の先導的な取組を支援する「学校施設老朽化対策先導事業」の実施、長寿命化改修の具体的手法を示した手引の作成（平成26年1月）などにより、老朽化対策の取組を支援している。
- 学校施設の津波対策や避難所となる学校施設の在り方について、近年の災害対策法制の整備や、行政機関や研究機関による調査や研究が進められ

ている状況を踏まえ、有識者会議において検討を行い、報告書「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」をとりまとめた（平成26年3月）。

- 国立大学等については、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、耐震化を含む老朽改善整備等を推進しており、平成25年5月現在の耐震化率は91.5%に進捗した。（平成24年5月現在：89.3%）また、屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策については、平成27年度までの速やかな完了を目指し、平成25年8月に天井撤去を中心とした対策の検討を要請する通知を発出するとともに、「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」を作成・配布するなど対策の加速化に向けた取組を行っている。
- 私立学校については、平成25年度の私立学校施設の耐震化率は、幼稚園～高等学校等で77.8%、大学等で83.7%となっており、国公立学校が平成27年度までに耐震化を完了させることを目標としていることを踏まえ、耐震化及び屋内運動場等の天井等落下防止対策の早期完了を目指し、補助と融資の両面で支援を推進している。

特に平成26年度予算では、東日本大震災の教訓や今後発生が懸念されている南海トラフ地震及び首都直下地震等に備えるべく、新たに「耐震改築（建替え）」に対する補助制度を創設し、耐震化を加速することとしている。

- 引き続き、学校施設の耐震化について、屋内運動場等の天井等落下防止対策を含め、国公立学校は平成27年度まで、私立学校は国公立学校の状況を勘案しつつ早期の完了に向けて、必要な予算を確保するとともに、各地方公共団体等への働きかけを行うなどにより、取組を一層推進する必要がある。
- また、津波対策としての避難経路の整備、避難所としての防災機能強化等についても、必要な予算を確保するとともに、各地方公共団体等への働きかけを行うなどにより、取組を一層推進する必要がある。
- 厳しい財政状況の下で効果的・効率的に学校施設の老朽化対策を行う必要があるため、引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、今後はさらに地方公共団体における中長期的な再生整備計画の支援や講習会の実施等も行うことにより、老朽化対策をより一層推進する必要がある。

19-2 学校安全の推進

- 児童生徒等が「主体的に行動する態度」等を身に付けるための新たな防災教育の手法の開発・普及等を支援する「実践的防災教育総合支援事業」、また、評価を含めた体系的な防災教育を推進するため、防災教育の効果及びその評価の方法について調査研究を実施している。

交通安全教育については、効果的な交通安全教育の計画的かつ組織的な交通安全教育の充実を図るための調査研究を実施している。

これらの取組により、安全教育の内容の充実や教育手法の改善を図る。

- 学校安全教室の講師となる教職員等に対する講習会や教職員等に対する心肺蘇生法実技講習会を実施。また、独立行政法人教員研修センターにおいて、各都道府県で指導的な役割を果たしている指導主事等を対象に、防災教育を中心とした学校安全に関する研修会を実施している。
- スクールガード・リーダーを活用した学校安全ボランティアの育成やボランティアによる見守り活動など、地域ぐるみで学校安全の体制整備を行っている。
- 地域における推進体制の構築を促すなど、通学路の交通安全の確保についての通知を発出し、取組を促進している。

また、通学路安全対策アドバイザーを派遣し、専門的な見地からの必要な指導・助言の下、通学路の合同点検や安全対策の検討を行う「通学路安全推進事業」を実施するなど、通学路の交通安全確保のための取組を推進している。

- 安全教育の充実に関する成果について、周知・徹底を図る必要がある。
- 系統的に指導できる時間を確保するために、例えば、総合的な学習の時間の学習活動の例示として、安全を位置付けたり、教科等として位置づけるなど、検討を行う必要がある。
- 安全教育に関する教職員の研修等の充実により、資質の向上を図る必要がある。
- 学校、教育委員会や道路管理者、警察、保護者などの関係が協力し、継続的に通学路の合同点検や交通安全対策を実施するよう、関係省庁と連携し支援する必要がある。

基本的方向性 4：絆づくりと活力あるコミュニティの形成

【平成25年度の主な取組と課題】

成果目標 8（互助・共助による活力あるコミュニティの形成）

基本施策 20 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進

20-1 社会全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進

- 社会全体で子供の学びを支えていくため、地域住民等、豊富な社会体験を持つ外部の人材等を活用し、「学校支援地域本部」、「放課後子供教室」などの学校・家庭・地域の連携による様々な教育支援活動を支援している。
- 地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組みである「学校支援地域本部」の実施状況は平成25年度3,527本部（公立小中学校区あたりの実施率：28%）、地域住民等の参画により、放課後や週末等に、子供たちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する「放課後子供教室」の実施状況は平成25年度10,376教室（公立小学校区あたりの実施率：51%）である。

→ 平成29年度までに全国の小・中学校区に「学校支援地域本部」や「放課後子供教室」など、地域住民の参画により子供の学びを支援するための体制を構築するため、本事業を一層推進していく必要がある。また、多様な経験や技能を持つ地域や企業の協力を得て、土曜日に体系的・継続的なプログラムを実施することで、土曜日の教育環境の充実を図っていくことが重要であり、現在、これらの推進のため中央教育審議会生涯学習分科会のもとにWGを設置して具体的な方策について審議中である。

20-2 地域とともにある学校づくりの推進

- 学校運営の充実や、学校・家庭・地域の協働体制の構築に向け、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の拡大と充実は重要であり、平成25年4月1日時点で、指定状況は1,570校となり、前年度から387校の増加。
- 地域とともにある学校づくりを推進するための実践研究等を実施し、コミュニティ・スクールの導入拡大や取組の充実を図った。
また、地域の保護者、地域住民、学校関係者等を対象とした「地域とともにある学校づくり推進協議会」を全国8会場で実施するなど、コミュニティ・スクールの普及や取組の充実を図った。

- 学校評価の実効性を高めるための取組、学校裁量権の拡大、学校運営の改善に資する取組により、学校のマネジメント力の強化に関する調査研究を教育委員会等に委託し、実践的な取組例を取りまとめ普及を行った。
また、教育委員会職員等に対する研修会を実施し、マネジメント力強化の促進を図った。

→ 平成25年12月、中央教育審議会から「今後の地方教育行政の在り方について（答申）」にて、教職員のマネジメント力の育成、自主的・自律的な学校運営の促進、コミュニティ・スクールの重要性などについて提言をいただいております、これを踏まえ、平成26年度より、学校裁量権限拡大のため「自立的・組織的な学校運営体制の構築に向けた調査研究」事業を実施する。本事業では、校長がリーダーシップを発揮するための学校裁量予算や事務体制の整備・充実など、学校が自律的かつ組織的に力を発揮できる体制の構築を図る。併せて、学校の裁量が拡大するなかで、学校運営の成果を検証し、必要な支援・改善を行うことにより、教育水準の向上と保証を図るための学校評価の充実・発展に関する調査研究を実施する。

20-3 学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進

- 「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」において、地域の現代的・社会的課題の解決を通じた地域コミュニティ形成に資する公民館等の社会教育施設の取組を支援し、その成果の全国への波及を図り、学びの場を拠点とした地域コミュニティ形成の推進を図っている（平成25年度採択数：126件）。
- 余裕教室を学校以外の施設に転用する場合の財産処分手続を大幅に簡素化・弾力化し余裕教室の活用促進を図っており、平成25年5月1日現在、余裕教室の99.3%が活用されている（余裕教室活用状況の実態調査。平成21年：99.1%）。
- 総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）の育成に取り組んでおり、現在、総合型クラブは全国に約3,500か所（平成24年7月：3,396→平成25年7月：3,493）設置、総合型クラブ設置率（全市区町村数に占める総合型クラブ設置済み及び設置準備中の市区町村数）は約8割（平成24年7月：78.2%→平成25年7月：79.0%）となっている。また、「拠点クラブ」を通じて周辺の地域スポーツクラブや学校等にトップアスリート等の優秀な人材を派遣し、地域スポーツとトップスポーツの好循環の実現を図っており、平成25年度現在50の「拠点クラブ」がある。
- 地域の文化拠点である劇場、音楽堂等が行う公演事業等に総合的に支援することで、劇場、音楽堂等の活性化と地域コミュニティの創造と再生を推進する「劇場・音楽堂等活性化事業」を実施している（採択件数：平成

25年度 160件)。

- 自治体において効果的な課題解決のモデルを構築するには、単年度では困難であり、複数年の継続的な予算措置が必要。
- 学校施設と他の公共施設等との複合化を図るに当たっては、児童生徒の安全確保や各施設の円滑な運営等の観点から施設計画・設計上の留意点を明確にする必要があるため、調査研究を実施し検討を行う。
- スポーツ基本計画（平成24年3月策定）に基づき、地域コミュニティの核となる総合型クラブを各市区町村に少なくとも1つは育成するため、地方公共団体、大学・企業等と連携し、市区町村の人口規模や高齢化、過疎化等各地域の実情に応じた、総合型クラブの望ましいあり方や支援策についての検討が必要。

20-4 地域における学び直しに向けた学習機能の強化

- 人材認証制度に関するニーズ調査を行って、認証機関が自らの認証制度について検証、改善を行うための自己評価シートを作成し、文部科学省のホームページに掲載して普及を図っている。
- 大学における公開講座の実施状況等の調査を行ない、結果を公表しているほか、公開講座を担当する教職員等が参加する研修会等でも、調査結果について説明を行うなど、大学公開講座の充実に向けた取組を行っている。
- 放送大学では多様な年齢層・職層の人が学習している（学生数は平成25年度第2学期で90,154人）。また、地方公共団体や他大学等と連携した授業科目数の充実を図るとともに（放送授業科目数：343科目、面接授業科目数：3,106科目（平成25年度）、各都道府県に設置している学習センター等において、公開講演会を計486回（平成26年3月末見込み）実施した。

- 人材認証制度については、認証機関自身による制度改善等を促す取組が必要。
- 今後も継続して大学公開講座の実施状況等の把握に努め、その結果を広く公表することで、さらに大学公開講座の充実が図られるよう大学の取組を促すことが必要。
- 放送大学における地域貢献事例について、平成25年度に開設したウェブサイト上での公開や、平成26年度より放送大学エキスパートとして「地域貢献リーダー人材認証」を新設するとともに、平成26年度より大学院博士後期課程を設置し、地域社会・職場等の課題解決をリードする中核的な社会人研究者の育成を図る。

基本施策 2 1 地域社会の中核となる高等教育機関（COC構想）の推進

2 1-1 COC構想を推進する高等教育機関への支援

○ 「地（知）の拠点整備事業」は、大学等が自治体と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を進める大学等を支援することで、課題解決に資する様々な人材や情報・技術が集まる地域コミュニティの中核的存在としての大学の機能強化を図ることを目的としたもので、平成25年度には52拠点整備し、地域再生・活性化の核となる大学の形成を促進を図る。

○ 大学における公開講座の実施状況等の調査を行い、結果を公表しているほか、公開講座を担当する教職員等が参加する研修会等でも、調査結果について説明を行うなど、大学公開講座の充実に向けた取組を行っている。

→ 「地（知）の拠点整備事業」において、平成26年度も新規採択を予定している。

→ 今後も継続して大学公開講座の実施状況等の把握に努め、その結果を広く公表することで、さらに大学公開講座の充実が図られるよう大学の取組を促すことが必要。

基本施策 2 2 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

2 2-1 コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

○ 身近な地域において、全ての親が安心して家庭教育を行えるよう、家庭教育支援チームの組織化等による保護者への学習機会の提供や相談対応等の家庭教育を支援する自治体の取組を推進している（平成25年度実施箇所数：3、166か所）。

○ 家庭教育支援チームによる支援をさらに普及するため、「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」を開催し、家庭教育支援チームの役割や業務、今後の検討課題などについて「審議の整理」として取りまとめた（平成25年度）。

○ 社会全体の動向や地域の課題等を踏まえた支援の取組手法の検討や関係府省との連携による研究協議を行い、地域住民、学校、行政、NPO、企業等の社会全体の協働による家庭教育支援の活性化を図った（平成25年度実施箇所数：2か所）。

○ 課題を抱え孤立しがちな家庭への地域人材によるサポート体制の構築のため、実証的調査研究を実施した（平成25年度実施箇所数：19か所）。

→ 引き続き、家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、保護者への学習機会の提供や相談対応等の家庭教育を支援する自治体の取組を推進するとともに、訪問型アウトリーチ支援など課題を抱え孤立した家庭に対する効果的な行政手法についての検討が必要。

22-2 子どもから大人までの生活習慣づくりの推進

- 平成18年度から、子供の望ましい基本的な生活習慣の確立のため、全国協議会や民間団体と連携して「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進、啓発リーフレットを作成し、小学校1年生を対象に配布するなどしている。
- 「中高生を中心とした子供の生活習慣づくりに関する検討委員会」を開催し、中高生の生活習慣の課題・問題点や支援の在り方、学校や地域における効果的な取組等について、「審議の整理」として取りまとめた（平成25年度）。
- 親子のコミュニケーションなどによって育まれる家族のきずなや、家庭でのルールづくり、子供たちの基本的な生活習慣づくりなど、親子で話し合ったり、一緒に取り組むことの大切さを社会全体で呼びかけていくため、これらをテーマとする三行詩を募集し、表彰を行った（平成25年度）。

→ 生活習慣づくりと子供の自立や家庭教育との関係性について分析し、効果的な支援方策等について検討するとともに、引き続き、子供から大人までの生活習慣づくりについて、府省や地域、団体、企業等との連携を図りながら、全国的な普及啓発を推進することが必要。

4つの基本的方向性を支える環境整備

【平成25年度の主な取組と課題】

基本施策23 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革

23-1 地方の主体性、創意工夫が活かされる教育行政体制の確立

- 教育委員会の在り方に関しては、教育委員会会議における委員からの提案に基づき議題の設定するケースの増加や、議事録の公開状況の改善等、教育委員会の活性化に向けた取組の充実が図られている。
- また、今後の教育委員会の責任体制の確立等に向けて、教育再生実行会議第二次提言「教育委員会制度等の在り方について」（平成25年4月15日）を受けて、中教審において「今後の地方教育行政の在り方について（答申）」（平成25年12月13日）をとりまとめたところである。
- なお、県費負担教職員の給与等の負担の指定都市への移譲等について、「今後の地方教育行政の在り方について（答申）」（平成25年12月13日中央教育審議会）及び「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）等を踏まえ、平成26年通常国会に提出予定の事務・権限の移譲等に関する一括法案の中で必要な法制上の措置を講じる予定であり、より現場へ近いところへの権限移譲についても一定の進捗が認められる。

【参考】

<教育委員会会議の運営上の工夫>

- ・教育委員会会議では、議案の承認にとどまらず、委員からの提案に基づき議題を設定
（県・指定都市）平成23年度：7.6% → 平成24年度：10.4%
（市町村）平成23年度：9.5% → 平成24年度：11.0%

<教育委員会会議の公開状況>

- ・教育委員会会議の議事録の公開状況
（県・指定都市）平成23年度：98.5% → 平成24年度：100.0%
（市町村）平成23年度：47.8% → 平成24年度：51.2%

→ 教育委員会の責任体制を確立し、現場の問題に迅速かつ的確に対応できるように「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正案を国会に提出予定。

23-2 地域とともにある学校づくりの推進（基本施策20-2の再掲）

基本施策24 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備

24-1 学級規模及び教職員配置の適正化など教職員等の指導体制の整備

○ 平成25年度予算においては、教育再生を支える基盤として、いじめ問題への対応や、特別支援教育の充実、小学校における専科指導の充実等の教育課題に対応するための1,400人の加配定数増を実施。

一方で、少子化による児童生徒数の減少等を踏まえ、既存の加配定数について△600人の合理化を行った。

○ 平成26年度予算においては、少子化時代に対応する教職員定数の配置改善として、今後の少子化等を踏まえた定数の見直し（△713人）を図る一方で、小学校英語の教科化や道徳教育への対応など優先度が高い教育課題への対応に必要な703人の定数改善を計上。

○ また、シルバー人材等の積極的参加による地域ぐるみの教育再生を図る方策として、8,000人のシルバー人材・地域人材を指導員として活用する「補習等のための指導員等派遣事業」を平成25年度に引き続いて実施。

→ 習熟度別少人数指導や35人以下学級などの少人数教育を推進するため、平成27年度概算要求に向けて検討を行う。

24-2 学び続ける教員を支援する仕組みの構築（基本施策4-1の再掲）

24-3 大学・大学院における教員養成の改善（基本施策4-2の再掲）

24-4 教員採用の在り方の改善と多様な人材の登用（基本施策4-3の再掲）

24-5 教育委員会・学校と大学との連携・協働による研修の高度化（基本施策4-4の再掲）

24-6 適切な人事管理の実施の促進（基本施策4-5の再掲）

24-7 メリハリある給与体系の確立（基本施策4-6の再掲）

基本施策25 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備

25-1 良好で質の高い学校施設の整備

（老朽化対策）

○ 厳しい財政状況下で効率的・効果的に老朽化対策を進めるために、従来の建て替えではなく、コストを抑えながら建て替えと同等の教育環境を確

保できる「長寿命化改修」を推進するため、「長寿命化改良事業」の創設や地方公共団体の先導的な取組を支援する「学校施設老朽化対策先導事業」の実施、長寿命化改修の具体的手法を示した手引の作成（平成26年1月）などにより、各地方公共団体の取組を支援している。

（エコスクール）

- エコスクールの整備に対する国庫補助、意義及び効果の普及・啓発に取り組むとともに、環境教育の教材として活用できる公立学校施設の整備推進を目的とした「エコスクール・パイロットモデル事業」や学校ゼロエネルギー化に取り組む学校を支援する「スーパーエコスクール実証事業」を実施した。

【参考】

エコスクールパイロット・モデル認定校

平成24年度 1,372校 → 平成25年度 1,484校 [延べ校数]

再生可能エネルギー設備を設置する公立学校

平成23年度 6,191校 → 平成25年度 7,371校 [延べ校数]

（木材利用）

- 木造での学校施設の整備に関する調査研究の実施や、公立学校における木造校舎の整備や内装の木質化に対する国庫補助を行っている。また、講習会の開催や木材利用促進に関する地方公共団体への通知の発出など、学校施設における木材活用の意義及び効果の普及・啓発に取り組んでいる。

【参考】公立学校における木材利用の状況

平成24年度に新しく建築された学校施設（1,217棟）のうち、
916棟（75.3%）が木材を使用した木の学校

[内訳]・木造施設 244棟（20.0%）【平成23年度 15.2%】

・非木造施設のうち内装が木質化された施設 672棟（55.2%）

【平成23年度 64.7%】

（バリアフリー）

- 学校施設のバリアフリー化に係る施設整備について国庫補助を実施（平成25年度当初予算での補助実績：58件）するとともに、バリアフリー化に関する基本的な考え方や計画・設計上の留意点を示した指針や、好事例の普及啓発を図っている。

→ 厳しい財政状況の下で効果的・効率的に学校施設の老朽化対策を行う必要があるため、引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、今後はさらに地方公共団体における中長期的な再生整備の支援や講習会の実施等も行うことにより、老朽化対策をより一層推進する必要がある。その際、エコスクール、木材利用、バリアフリー化にも配慮し、質の高い学校施設整備を推進する必要がある。

25-2 教材等の教育環境の充実

- 「教材整備指針」（平成23年4月通知）に基づき学校教材の整備が安定的かつ計画的に実施できるよう、10年間の「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」（平成24年度から平成33年度の10か年総額：約8,000億円）を策定。
- 学校図書館図書標準の達成状況については、平成23年度末現在において、小学校56.8%、中学校47.5%となっている。学校図書館資料を充実させるため、平成24年度から28年度までの5年間で図書整備に毎年度約200億円（総額約1,000億円）、新聞配備に毎年度約15億円（総額約75億円）の地方財政措置を行う「学校図書館図書整備5カ年計画」を策定し、学校図書館図書費等への予算化を促しているところ。
- 学校図書館担当職員（いわゆる「学校司書」）の配置について、平成24年5月現在、小学校47.8%、中学校48.2%となっている。学校図書館の活用をさらに充実するため、平成24年度以降約150億円の地方財政措置を講じ、専門的な人材配置による学校図書館の人的体制の強化を促している。
- 教育の情報化については、地方財政措置（平成25年度：1,673億円）を通じて、地方自治体における学校のICT環境整備のための取組を支援している。また、校内LANを整備する際に必要な経費の一部を補助し、学校のICT環境の整備促進を図っている。

【参考】

- ・教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数
平成22年度：6.6人 → 平成24年度：6.5人
- ・普通教室の校内LAN整備率
平成22年度：82.3% → 平成24年度：84.4%
- ・超高速インターネット接続率
平成22年度：67.1% → 平成24年度：75.4%
- ・校務用コンピュータ整備率
平成22年度：99.2% → 平成24年度：108.1%

→ 地方自治体に対して、通知や会議等を通じて「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」の周知を図り、学校教材の安定的、計画的な整備が実施されるよう促すことが必要。

地方財政措置の確保などを通じて、ICT環境の整備のための取組を促進する。

基本施策26 大学におけるガバナンス機能の強化

26-1 大学におけるガバナンス機能の強化

- 第7期大学分科会に、新たに、大学のガバナンスの在り方について審議

するための「組織運営部会」（部会長：河田日本私立学校振興・共済事業団理事長）を設置した。（平成25年6月26日に第一回会議を開催）。

- 平成25年12月に、組織運営部会の報告として、「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」を取りまとめ、各大学において、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学をマネジメントできるガバナンス体制の構築が不可欠として、教授会の役割の明確化等を図るべきとの旨を大学分科会に報告し、2月の大学分科会でとりまとめた。
- 学校法人の財務情報等について、一般に閲覧可能なホームページへ掲載している法人の割合は95.3%（平成23年度）から97.5%（平成24年度）に上昇した。平成25年度においても財務情報等の積極的な公開に努めるよう、学校法人監事研修会や学校法人の運営等に関する協議会等を通じ求めている。
- 国立大学については、「国立大学改革強化促進事業」として、「ミッションの再定義」を踏まえた学内資源配分の最適化のための大学や学部の枠を越えた教育研究組織の再編成に向けた取組や人材の新陳代謝などの先導的な取組を集中的かつ重点的に支援している。
- 私立大学等のガバナンス機能強化のための教育研究活動等への支援として、平成25年度より「私立大学等改革総合支援事業」として、教育の質的転換、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む大学を支援するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援している。

→ 今後は、大学分科会での審議まとめを踏まえ、今通常国会に法案を提出することとしている。

→ 私立大学等のガバナンス機能強化のための教育研究活動等への支援のため、引き続き必要な予算を確保する必要がある。

基本施策27 大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化（機能別分化）の推進

27-1 国立大学の機能強化に向けた改革の推進

- 今後の国立大学改革の方針や方策をまとめた「国立大学改革プラン」を策定した（平成25年11月）。
- 各国立大学と文部科学省が意見交換を行い、研究水準、教育成果、産学連携等の客観的データに基づき、各大学の強み・特色・社会的役割を整理する（ミッションの再定義）。
先行して整理を行った医学、工学、教員養成の3分野の結果については平成25年12月に他分野に先行して公表した。また、その他の分野についても、速やかに公表することを予定している。
- 第185回臨時国会で成立した産業競争力強化法（平成25年法律第98号）において、国立大学法人から大学発ベンチャー支援会社への出資を可能とする制度改革を実施した（平成26年4月1日公布）。

→ 「国立大学改革プラン」に基づき、今後速やかに、各国立大学の強み、特色を最大限生かした機能強化を図ることが必要。

27-2 私立大学等における教育研究活性化の促進・支援

- 私立大学等における教育研究活性化の促進・支援のため、平成25年度より「私立大学等改革総合支援事業」として、教育の質的転換、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む大学を支援するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援している。

→ 私立大学等の教育研究活性化の促進・支援のため、引き続き必要な予算を確保する必要がある。

27-3 国公立大学の枠を超えた大学間連携の促進

- 各大学が自らの強みを活かしつつ、他大学との連携を深める取組を支援することにより、大学全体として多様かつ高度な教育を展開。

【参考】

- ・教育・学生支援分野の共同利用拠点（平成21年度～）：40拠点を認定
- ・教育課程の共同実施（平成22年度～）：10件
- ・様々な地域・分野での課題に対して各大学が連携・共同して解決にあたる取組を支援（大学間連携共同教育推進事業）：49件

→ 国公立の設置形態を超えた大学間連携を引き続き支援することにより、強みを活かした機能別分化と教育の質保証を推進する。

27-4 大学情報の積極的発信（基本施策9-2の再掲）

27-5 大学評価の改善（基本施策9-3の再掲）

基本施策28 大学等の財政基盤の確立と個性・特色に応じた施設整備

28-1 大学等の財政基盤の確立とメリハリある配分

- 国立大学については、平成26年度予算において、安定的・継続的に教育研究活動を実施できるよう、大学運営に必要な基盤的経費を確保するとともに、各大学の強み・特色を活かした機能強化への取組に必要な経費を確保（国立大学法人運営費交付金：1兆1,123億円（対前年比331億円増））。

また、「ミッションの再定義」を踏まえた学内資源配分の最適化のための大学や学部の枠を超えた教育研究組織の再編成に向けた取組や人材の新陳代謝などの先導的な取組を集中的かつ重点的に支援するなどの経費等を確保（国立大学改革強化促進事業：186億円（対前年比1億円増））。

- 「国立大学改革強化推進事業」として、平成25年度は各国立大学の有する強みや特色、社会的役割を踏まえ、学内資源の再配分を基本とした組織再編、人事・給与システムの見直し等のシステム改革を促進等の国立大学の改革強化を推進する取組を推進。
- 私立大学等については、私立大学等経常費補助により私立大学等の基盤的経費の充実を図りつつ、近年は、定員充足状況に応じた配分の見直しを行っている。また、平成25年度より「私立大学等改革総合支援事業」として、教育の質的転換、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む大学を支援するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援している。
- 文部科学省では、全ての競争的資金制度について、間接経費比率を30%措置している。

→ 国立大学については、引き続き、国立大学法人運営費交付金など財政基盤の確立を図るとともに、積極的に改革に取り組む大学に対しては重点支援を行う。また、第3期中期目標期間（平成28年度～）における国立大学法人運営費交付金や評価の在り方等について今後検討し、抜本的に見直しを行うこととしている。

→ 私立大学等の財政基盤の確立とメリハリある配分の実施のため、引き続き必要な予算を確保する必要がある。

28-2 個性・特色に応じた施設整備

- 国立大学等施設においては、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、大学等の機能強化につながる施設整備を図っている。

【参考】「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」（平成23～27年度）

- ・ 老朽改善整備（目標：約400万㎡→平成24年度：155.9万㎡（累計））
- ・ 狭隘解消整備（目標：約80万㎡→平成24年度：44.5万㎡（累計））
- ・ 大学附属病院の再生（目標：約70万㎡→平成24年度：33.5万㎡（累計））

- 特色ある教育・研究を実施する私立学校施設の安全性の確保や教育研究機能の維持向上等、教育研究基盤の充実・強化に資する事業を支援している。特に、各大学の経営戦略に基づいて行う研究基盤の形成を支援するため、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業により選定した研究プロジェクト（平成25年度は71事業）に対し、施設・設備等を重点的かつ総合的に支援。

平成25年度の私立学校施設の耐震化率は、幼稚園～高等学校等で77.8%、大学等で83.7%となっており、国公立学校が平成27年度までに耐震化を完了させることを目標としていることを踏まえ、耐震化及び屋内運動場等の天井等落下防止対策の早期完了を目指し、補助と融資の両面で支援を推進している。

特に平成26年度予算では、東日本大震災の教訓や今後発生が懸念されている南海トラフ地震及び首都直下地震等に備えるべく、新たに「耐震改

築（建替え）」に対する補助制度を創設し、耐震化を加速することとしている。

- 国立大学等施設については、依然として安全性・機能性の不足や老朽化の更なる進行などの課題を有し、高度化・多様化する教育研究活動に十分対応できていない状況にあることから、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、厳しい財政状況の中にあっても必要な予算を安定的・継続的に確保する必要がある。
- 私立大学等の教育研究基盤となる装置及び施設、設備費については、全体として減少傾向にあるが、各私立大学からの要望が多いことから、必要な予算を確保することが重要である。
- また、私立学校施設の耐震化についても、引き続き必要な予算を確保し、できるだけ早期に耐震化事業が完了できるようにする必要がある。

基本施策29 私立学校の振興

29-1 財政基盤の確立とメリハリある資金配分

- 私立大学等については、私立大学等経常費補助により私立大学等の基盤的経費の充実を図りつつ、近年は、定員充足状況に応じた配分の見直しを行っている。また、平成25年度より「私立大学等改革総合支援事業」として、教育の質的転換、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む大学を支援するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援している。

→ 私立大学等の財政基盤の確立とメリハリある配分の実施のため、引き続き必要な予算を確保する必要がある。

29-2 多角的な資金調達促進

- 学校法人への個人寄附に係る税額控除制度を導入（平成23年）し、あわせて私立学校への寄附の促進に向けた「アクションプラン」を策定する（平成24年）など、税額控除制度を活用した寄附の促進を図っている。

→ 今後も引き続き、寄附税制のさらなる拡充に向けて取り組むとともに、情報提供等を行いながら、学校法人に対する寄附を促進していく必要がある。

29-3 学校法人に対する経営支援の充実

- 著しく重大な問題を抱える学校法人への対応について、制度上の課題及び今後の対応の在り方を整理し、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会において「解散命令等に係る課題を踏まえた今後の対応の在り方について」（平成25年8月20日）を報告書として取りまとめた。
- 学校法人会計基準を改正（平成25年4月）し、平成27年度の施行に

向けて、改正に関する説明会を12月に全国6カ所で開催。

- 学校法人の財務情報等について、一般に閲覧可能なホームページへ掲載している法人の割合は95.3%（平成23年度）から97.5%（平成24年度）に上昇した。平成25年度においても財務情報等の積極的な公開に努めるよう、学校法人監事研修会や学校法人の運営等に関する協議会等を通じ求めている。

→ 報告書も踏まえ、運営上重大な問題のある学校法人に対する必要な措置の命令など、解散命令に至るまでの間に段階的な措置を整備するために、必要な法改正に取り組む。

基本施策30 社会教育推進体制の強化

30-1 社会教育推進体制の強化

- 中央教育審議会生涯学習分科会の下に設置されたワーキンググループにおいて、「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループの審議の整理」がとりまとめられ、当該報告書で示された今後の社会教育行政の再構築にかかる方向性に基づき、社会教育に関する専門職員である社会教育主事等の養成・研修にかかるカリキュラムの見直しを図ることとした。

→ 社会教育主事を含めた社会教育指導者に求められる資質は多方面にわたっており、養成・研修カリキュラムの見直しにあたっては、関係者からの意見を聴取しつつ十分な議論を要する。

東日本大震災からの復旧・復興支援

【平成25年度の主な取組と課題】

学びのセーフティネットの構築

(児童生徒)

- 被災した子どもに対する学習支援や心のケアとして、教職員の加配措置やスクールカウンセラーの配置等を、引き続き実施（基本施策18-3関係）。
- 東日本大震災で被災し、経済的理由により就学困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、平成23年度補正予算において「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を都道府県に交付し、「高校生修学支援基金」に積み増し、学用品費や通学費等の援助などを実施するとともに、平成26年度まで必要な支援を行うことができるよう、所要の経費を措置（約411億円、全額国庫負担）。なお、平成26年度予算においては、平成26年度中に基金不足が見込まれる自治体の要望等を踏まえ、所要の経費を計上（約33億円）。

【参考】平成24年度対象児童生徒数 約5万8千人

- 東日本大震災で被災した幼児児童生徒等の心のケアを図るため、平成25年度予算において、スクールカウンセラー等を学校等に派遣するために必要な経費を措置（「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」（約39億円、全額国庫39億円、復興特別会計））。

(学生等)

- 被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することがないように、貸与基準を満たす希望者全員に奨学金を貸与する。
- 東日本大震災により被災した学生を対象とした授業料減免等を行う私立大学等への支援を実施している（※17-5と同様）。

(学校施設)

- 引き続き、被害を受けた学校施設の復旧を実施。（復旧が完了した公立学校の割合は94%、国立学校は90%、私立学校は98%（平成25年11月現在））。
- 被災地における物価の高騰や人件費の上昇を踏まえ、災害復旧の新築単価の見直しを実施。
- 津波で被災した公立学校施設の移転に伴う用地取得・造成経費を新たに

災害復旧の枠組で支援（平成23年度から補助対象）。

- 子供の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域の避難所となる学校施設の耐震化、防災機能強化、老朽化対策について、必要な予算を確保するとともに、地方公共団体等への個別の働きかけや手引きの作成・配布等を行い、取組を推進（基本施策19-1関係）。

（学校給食について）

- 児童生徒や保護者のより一層の安心を確保するため、学校給食に関する検査の支援を行っている。平成25年度においては、福島県等11県を対象として学校給食一食全体の提供後の検査等を実施している。

（児童生徒）

→ 東日本大震災により被災した幼児児童生徒等に対する就学支援、心のケアについて、被災地からの要望等を踏まえて引き続き支援が必要。

（学生等）

- 被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することがないよう、引き続き、貸与基準を満たす希望者全員に奨学金を貸与する。
- 東日本大震災により被災した学生等の修学機会を確保するため、引き続き必要な予算を確保する必要がある。

（学校施設）

- 学校施設の復旧については、被災地からの要望等を踏まえて引き続き支援が必要。
- 学校施設の耐震化、防災機能強化、老朽化対策についても、必要な予算の確保等により引き続き推進。

（学校給食について）

- 児童生徒や保護者のより一層の安心確保のためには、今後も継続的に検査を実施することが必要である。

絆づくりと活力あるコミュニティの形成

- 地域における絆づくり、地域コミュニティ形成に資する公立社会教育施設の災害復旧を平成24年度に引き続き行った。
- 被災地の自律的な復興に向けては、住民一人一人が主体的に参画することのできる地域コミュニティ再生のための学びの場づくり、コミュニケーションの場づくりを推進することが必要である。このため、「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」を平成23年度より実施し、学校や公民館等を活用して、学習活動のコーディネートを行う人材等を配置するなど、地域住民の学習・交流活動の促進や子供たちの学びの環境等の改善を図る取組を自治体や実行委員会等に支援している（平成25年度

事業委託団体数：27団体)。

- 大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業は、被災地域の大学を中心として、地域復興センター的機能を整備し、災害医療教育、地域産業再生、復興の担い手の育成などを支援するため、平成23年度補正予算より被災地を中心とした14大学に対して支援している。
- スポーツについては、「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業（スポーツ・レクリエーション活動の支援）」として、被災3県（岩手、宮城、福島）の総合型地域スポーツクラブ等（平成25年度：38箇所）において、地域の住民に対する定期的なスポーツ・レクリエーション教室などのプログラムを実施し、運動不足の解消と地域コミュニティの再生のための活動の場を提供している。

→ 津波等により甚大な被害を被った自治体においては、街全体の復興計画の策定、計画実行が遅れており、公立社会教育施設についても復旧計画が遅れている状況。

→ 「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」については、被災地より強い要望があり、今後も継続する必要がある。なお、平成25年6月に行われた「復興庁行政事業レビュー公開プロセス」における指摘を踏まえ、今後、事業成果の検証・評価、より効果的な事業成果をあげるための運用改善、民間団体等の一層の連携と協力の推進等に努めていく。

→ 総合型地域スポーツクラブ等が廃止・休止となっている地域や仮設住宅におけるスポーツ・レクリエーション教室等への住民のニーズや要請は非常に強く、引き続き施策を継続する必要がある。

震災後の社会を生き抜く力の養成

- 児童生徒等が、放射線に関する科学的な知識を身に付けるとともに、理解を深めるために、放射線に関する副読本を改訂・配布を行うこととしている。また、児童生徒等を対象とした出前授業等を実施している。
- 震災により大きく変化した被災地の人材ニーズに対応し、復興の即戦力となる専門人材や次代を担う専門人材の育成及び地元への定着を図るため、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）を拠点とした連携体制を整備し、専門人材育成コース等の開発・実証や専修学校等の就職支援体制の充実強化を図る「東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業」を平成23年度より実施。

【参考】実施箇所数

平成23年度 30件

平成24年度 26件

平成25年度 14件（平成25年度より、対象を被災3県の教育機関等に限定。）

- 自然災害等に対して、自ら危険を予測して回避するための「主体的に行動する態度」等を身に付けるための新たな防災教育の手法の開発・普及等を支援する「実践的防災教育総合支援事業」を実施している。
- 今後の学校における防災教育・防災管理等の在り方を示す参考資料を改訂し、全国の学校等へ配布している。
- 被災3県の医学系大学が取り組む災害医療教育等への支援に加え、特例として東北地方に一枝に限り医学部新設について認可を行うことを可能とする基本方針を策定。

- 放射線教育の全国的な事例収集に基づく指導方法の検討や放射線に関する理解を深化するための出前授業等を引き続き実施していく必要がある。
- 「東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業」について、引き続き実施するとともに、当該事業の成果物について、一層の普及及び活用の促進を図ることが必要。

- 防災教育の充実に関する成果について、周知・徹底を図る必要がある。
- 系統的に指導できる時間を確保するために、例えば、総合的な学習の時間の学習活動の例示として、防災を含む安全を位置付けたり、教科等として位置づけるなど、検討を行う必要がある。
- 防災含む安全教育に関する教職員の研修等の充実により、資質の向上を図る必要がある。

- 被災3県の医学系大学が取り組む災害医療教育等を引き続き支援するとともに、関係省庁との密接な連携の下、基本方針を踏まえた東北地方における医学部設置認可について着実に進める。

創造的復興を実現する人材の養成

- 「復興教育支援事業」として、被災地の復興を支え、今後の学校教育の新しいモデルともなる先進的な教育活動を実施する団体（自治体・大学・NPO法人等）の取組を支援している（平成25年度予算額：95百万円、委託件数：20件）。

- 今後も、被災地の復興状況を踏まえ、特色ある取組に対する支援の充実を図っていくことが必要である。